

県出資団体等調査特別委員会

調査結果報告書

平成 26 年 11 月 14 日

茨 城 県 議 会

平成26年11月14日

茨城県議会議長 飯塚 秋男 殿

県出資団体等調査特別委員会

委員長 西條 昌良

県出資団体等調査特別委員会調査結果報告書

平成26年第1回定例会において本委員会に付託された「県出資団体や特別会計・企業会計の経営健全化を図るための諸方策及び保有土地処分のための方策等」について、これまでの調査の経過及び結果を次のとおり報告する。

目 次

はじめに.....	1
第1 調査方針及び調査経過.....	2
1 調査方針.....	2
(1) 調査目的.....	2
(2) 調査項目.....	3
(3) 調査期間.....	3
2 調査経過.....	4
第2 県出資団体等の改革.....	5
1 県出資団体等の改革の進捗状況.....	5
(1) 改革における基本的認識.....	5
(2) 削減目標と実績.....	7
2 今後の取組方針.....	9
(1) 精査団体・精査会計.....	13
(2) 準精査団体・準精査会計.....	21
(3) その他の特別会計・企業会計.....	25
第3 保有土地の処分方策.....	27
1 保有土地の現状と課題.....	27
(1) 保有土地の状況等.....	27
(2) 企業誘致・土地販売推進の取組状況.....	29
(3) 保有土地対策（将来負担額対策）の取組状況.....	37
2 今後の取組方針.....	40
(1) 保有土地処分の推進.....	40
(2) 個別事業の取組方針.....	44

第4	財政健全化の視点からの対策	54
1	県財政への影響	54
	(1) 本県の財政状況	54
	(2) 将来負担額の縮減及び将来負担比率	55
2	今後の取組方針等	56
	(1) 将来負担額の見直し	56
	(2) 今後の取組方針	56
	おわりに	60
	付属資料	エラー! ブックマークが定義されていません。

はじめに

本県財政は、依然として厳しい状況にあり、財政健全化への取り組みは、県政上、喫緊の課題となっている。

こうした中、県出資団体や特別会計・企業会計については、平成21年第1回定例会に設置された県出資団体等調査特別委員会において定めた目標値に基づき、鋭意、改革に取り組んできたところである。

また、県出資団体等が抱える保有土地について、早期処分の促進や造成経費等の圧縮など、将来負担の縮減についても求めてきたところである。

しかしながら、本県の保有土地については、計画面積8,127.6ヘクタールに対して、依然として1,208.5ヘクタール(平成25年度末)を抱えている現状にあり、財政健全化への取り組みに影を落としている。

このようなことから、今回の委員会では、県出資団体等の改革とともに、県の保有土地問題を重要なテーマとして捉え、本報告書において独立した章立てとし、取組方針の提言を行った。

調査結果として特筆すべき点は、以下のとおりである。

第一に、「県出資団体等の改革」では、県出資団体数及び県派遣職員数が若干目標値に及ばなかったことから、引き続き、削減に向けて最大限の努力をすべく求めた。

特に、(公財)茨城県開発公社については、存続へと見直しを行った上で、土地開発事業を基本とし緊張感を持った事業運営に努めるよう求め、(公財)茨城県教育財団については、歴史館の運営と埋蔵文化財発掘調査事業を重点的に行う団体と位置づけるとともに、県派遣職員の削減を図るべきと、新規に提言を行った。

第二に、「保有土地の処分方策」では、分譲価格の引き下げ、人口減少を見据えた前倒し処分、民間卸や住宅事業者等との共同分譲、TX沿線の地区ごとの特色づくり、工業団地の強みを活かした販売戦略、オーダーメイド方式の工業団地のイメージづくり、県開発公社の活用、地元市町村との一層の連携強化など9項目を、重点的に取り組むべき事項として提言を行った。

第三には、「財政健全化の視点からの対策」として、本委員会の中で土地の処分想定単価を見直したことに伴い、将来負担額の見直しがなされた。今後も財政状況を勘案しながら可能な限り保有土地対策の前倒しに努めることとし、前倒しに当たっては、財政運営のプリンシプルを定めるよう求めた。

折りしも国では、人口減少や東京一極集中の是正を目指す地方創生法案等が審議されており、「まち・ひと・しごと創生法案」には、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成や、地域における魅力ある多様な就業の機会の創出などが謳われ、今まさに、国、地方を挙げて、施策の具体化に向けた検討が行われている。このような中、県が保有土地を活かして、魅力ある地域に首都圏から人を呼び、企業誘致により雇用の創出を図り、さらに本社機能移転の適地としての役割を担おうとすることは、まさに地方創生に資する時宜を得た重要な取り組みである。

本委員会は、健全な県の財政運営を実現し、将来への県民負担を最小限に抑制するため、ひいては「いばらき創生」のために、調査・審議の結果をここに報告するものである。

第1 調査方針及び調査経過

1 調査方針

(1) 調査目的

県出資団体は、県行政を補完するものとして、県民生活に深い関わりを持ちながら、その役割を果たしてきた。しかしながら、社会経済情勢の急激な変化の中で、経営状況の悪化や自立的経営が十分なされていないなど、多くの問題が生じた。

このため、県議会としても、これまで四度にわたり調査特別委員会を設置し、前回の県出資団体等調査特別委員会（平成21年5月から平成22年9月）（以下「前回の委員会」という。）においては、県財政の健全化の視点から、県出資団体等の改革方向や保有土地対策を検討したところであり、その結果、財政再建のため、そして、県民負担を最小限に抑制するため、社会情勢の変化のスピードに追いつくよう、財政運営のあり方や出資団体の廃止も含めた抜本的改革、保有土地の早期処分などについて提言したところである。

当該団体等は、これらの提言等に基づき鋭意改革に取り組んできたところであるが、前回の委員会後に発生した東日本大震災からの復興を着実に進めるとともに、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックを好機と捉え、その波及効果を最大限に取り込めるよう、まさにこの機に、スピード感をもってさらなる改革を進めていくことが大変重要である。

そこで、これまでの提言内容を踏まえ、県出資団体や特別会計・企業会計における経営健全化に向けた改革の進捗状況及び今後のあり方について調査検討を行うほか、県財政に与える影響が大きい保有土地の処分方策等について重点的に調査検討を行う。

(2) 調査項目

県出資団体や特別会計・企業会計の経営健全化を図るための諸方策及び保有土地処分のための方策等について調査する。

① 県出資団体等関係

[調査に当たっての考え方]

これまでの調査特別委員会の提言や、団体等の経営状況など改革の進捗状況を踏まえ、今後のあり方について、調査検討を行う。

[調査内容]

団体等の経営改善方策

② 保有土地関係等

[調査に当たっての考え方]

これまでの調査特別委員会の審議結果や保有土地の処分状況、県の財政状況等を踏まえ、特に早急な対応が求められる保有土地処分のための方策について重点的に調査する。

[調査内容]

保有土地の処分方策

(関係する特別会計・企業会計の改善方策を含む。)

(3) 調査期間

調査期間は、平成26年4月から平成26年11月までの概ね8か月とし、平成26年第4回定例会の期間中に調査結果の報告を行う。

2 調査経過

本委員会は、平成26年4月22日の第1回委員会において、調査方針及び活動計画を決定して以降、これまで8回の委員会を開催し、調査・審議を進めてきた。

第1回から第3回委員会の前半では、平成22年の県出資団体等調査特別委員会の提言後の取組状況や出資団体、特別会計・企業会計の全体概要、各出資団体の現状・課題・今後の対応について説明聴取を行うなど、県出資団体等に関する集中審議を行った。

第3回及び第4回委員会では、本委員会の重要なテーマである保有土地関係について、保有土地対策の全体概要、土地処分の全体概要及び個別事業の現状・課題・今後の対応について説明聴取を行うとともに、大和ハウス工業株式会社、一般財団法人日本立地センターから参考人を招致し、TX沿線における宅地分譲に向けた取組の方向性や、本県がさらなる企業誘致を促進するための方策などについて、意見聴取を行った。

なお、第3回委員会開催前の5月27日には、県央・県南地域における保有土地の現況調査のため、茨城中央工業団地（第1・第2期地区及び笠間地区）、TX沿線開発地区及び阿見吉原地区を視察した。

第5回委員会では、それまでの保有土地に係る審議内容や参考人の意見聴取結果等を踏まえ、保有土地の処分方策について説明聴取を行い、公共工業団地やTX沿線開発地区等における土地処分の方向性や保有土地に係る将来負担額の見直しなどについて審議を行った。

第6回委員会では、出資団体等について、第1回及び第2回委員会の審議に係る追加説明事項として、3つの出資団体について意見聴取を行ったほか、保有土地に係る今後の対応方針について集中的な審議を行った。

第2 県出資団体等の改革

平成22年9月22日の調査特別委員会調査結果報告書における提言等に対する改革の進捗状況を評価するとともに、今回の調査特別委員会の議論を踏まえ、今後の県出資団体や特別会計・企業会計の経営健全化を図るための諸方策について提言する。

なお、評価及び提言に当たっては、前回の委員会における提言内容を踏まえ、次の視点で整理を行った。以下、当該報告書において共通とする。

- 【新規】新たに取り組むべきもの
- 【見直し】趣旨を変更したもの
- 【一部追加】追加を要するもの
- 【継続】引き続き取り組むべきもの

1 県出資団体等の改革の進捗状況

(1) 改革における基本的認識

各県出資団体や特別会計・企業会計は、前回の委員会の提言等に基づき鋭意改革に取り組んでいるところであるが、平成25年度の削減目標については、県出資団体数、県派遣職員数は若干目標値に及ばなかったことから、引き続き、削減に向けて最大限の努力をすべきである。

平成24年3月に策定された第6次行財政改革大綱においては、前回の委員会において設定した削減目標を前提に数値目標が設定され、出資団体への財政的関与の見直しや公営企業会計・特別会計への繰出金の抑制が推進されるとともに、提言を踏まえ、団体の廃止や統合、人的・財政的関与の縮小など県出資団体改革が推進されてきた。

主な団体、会計の対応状況は以下に示すとおりである。

[精査、準精査団体の対応状況一覧]

改革の方向	団体名	対応状況
団体の廃止	■茨城県住宅供給公社	破産手続開始の決定により解散 (H22.10.8)
	■(公財)グリーンふるさと振興機構	廃止予定 (平成27年度末)
統合・再編	□(財)茨城県青少年協会	統合 (H24.10.1)

改革の方向	団体名	対応状況
	<input type="checkbox"/> (公財) 茨城県農林振興公社 <input type="checkbox"/> (公社) 茨城県穀物改良協会 <input type="checkbox"/> (公社) 園芸いばらき振興協会	(公社) 茨城県農林振興公社に統合・再編 (H26. 4. 1)
	<input type="checkbox"/> (一財) 茨城県建設技術公社 <input type="checkbox"/> 茨城県道路公社	事務部門の統合 (H23. 4. 1)
県の人的関与の削減	■ (公財) 茨城県教育財団	県派遣職員の削減 (H21→H26 ▲38人)
県の財政的関与の廃止・縮小	■ 鹿島都市開発(株)	当期利益の確保, 県貸付金の償還 (H21→H25 ▲10億円)
	■ (社福) 茨城県社会福祉事業団	県費負担の削減 (H23: 目標 6億円 →実績 3.3億円)
	<input type="checkbox"/> (株) いばらき IT 人材開発センター	抜本的なあり方の見直し
存廃検討・事業縮小	■ (公財) 茨城県開発公社	福祉部門, ビル管理部門の縮小
	■ 茨城県土地開発公社	公共用地の先行取得の限定
事業の計画的推進	<input type="checkbox"/> (一財) 茨城県環境保全事業団	4者協定締結, 長期経営計画策定
	<input type="checkbox"/> (公財) 茨城県看護教育財団	卒業生の県内就業率 (85.6%)

■は精査団体, □は準精査団体を示す。

[精査, 準精査会計等の対応状況一覧]

改革の方向	団体名	対応状況
一般会計への一元化	■ 鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計	課題等検討, 地元市との意見交換 工業団地処分 H22~25: 16.8ha
事業縮小	○ 貸付金会計	設備資金貸付金 (中小企業事業資金特別会計) の廃止 (H26 末) 市町村振興資金貸付金の貸付枠 H21: 13億円 → H26: 10億円
経営や収支の改善	■ 病院事業会計	3 病院合計で黒字を確保 (H25 決算) 改革プランに病院別経営目標を設定 (H25)
	<input type="checkbox"/> 流域下水道事業会計	地方公営企業法の財務規程を適用 (H23)
	<input type="checkbox"/> 県立医療大学附属病院特別会計	病床利用率 H23: 79% → H25: 83% 研修士数 H23: 3名 → H25: 12名
事業の計画的推進	■ 都市計画事業土地区画整理事業特別会計	① TX 沿線開発 事業費総額 ▲135 億円 金利負担 H22: 18.9 億円 → H25: 11.5 億円 (▲39%) ② 阿見吉原地区 事業費総額 ▲2.4 億円
	<input type="checkbox"/> 港湾事業特別会計	取扱貨物量 H23 → H25: 1,996 万 t 増, 新規航路の開設
	○ 競輪事業特別会計	一般会計繰出金: 2 億円 (H25) 従業員数 (H21 → H26 ▲110 人)
	○ 水道事業特別会計	繰上償還により支払利息を軽減 ▲18.4 億円

改革の方向	団体名	対応状況
	○工業用水道事業会計	繰上償還により支払利息を軽減 ▲14.5億円
	○地域振興事業会計	分譲実績 阿見東部 17.9ha, 江戸崎 14.4ha

■は精査会計，□は準精査会計，○はその他の会計を示す。

(2) 削減目標と実績

① 削減目標と実績

財政健全化を進めながら県政運営を行うためには、行政のスリム化が必要であり、県出資団体や特別会計・企業会計により実施してきた事業についても、財政状況に応じて縮小しなければならないことから、前回の委員会において、削減目標を設定した。

平成25年度までの削減目標については、県出資団体数、県派遣職員数は若干目標値に及ばなかったことから、引き続き、削減に向けて最大限の努力をすべきである。

削減目標及びこれまでの実績は以下のとおりである。

[削減目標と実績]

項目	平成21年度	平成25年度		平成29年度
		目標	実績	目標
県出資団体数 ※	55団体	40団体程度 (▲15)	41団体 (▲14) *H26.4.1現在	30団体程度 (▲10)
県派遣職員数	261人	平成25年度		
		目標	実績	
		130人程度 (▲131)	147人 (▲114) *H26.4.1現在	
補助金・委託料・ 貸付金合計額 (公社対策分を除く)	約300億円	平成25年度		
		目標	実績	
		150億円程度 (▲150)	148億円 (▲152) *H24年度決算	

※次ページに削減候補団体の削減状況を掲載

[削減候補 44 団体の削減状況]

<削減済団体>	<削減候補団体 (31) >
(財)茨城県青少年協会 (社)茨城県危険物安全協会連合会 つくば国際貨物ターミナル(株) (財)茨城県労働者信用基金協会 (財)茨城県勤労者余暇活用事業団 (財)茨城県勤労者育英基金 (公社)茨城県穀物改良協会 (公社)園芸いばらき振興協会 (社)茨城県林業協会 (財)霞ヶ浦漁業振興基金協会 日立港木材倉庫(株) 茨城県住宅供給公社 (一財)茨城県住宅管理センター	(株)茨城放送 (公財)茨城県国際交流協会 (公財)茨城県開発公社 鹿島都市開発(株) (公財)つくば文化振興財団 筑波都市整備(株) (公財)グリーンふるさと振興機構 (公財)茨城県消防協会 (一財)茨城県環境保全事業団 鹿島共同再資源化センター(株) (公財)茨城県看護教育財団 (社福)茨城県社会福祉事業団 (公財)いばらき腎臓財団 (株)つくば研究支援センター (株)ひたちなかテクノセンター (株)いばらきIT人材開発センター (公財)茨城カウンセリングセンター (株)茨城県中央食肉公社 (公社)茨城県農林振興公社 (株)いばらき森林サービス (公財)那珂川沿岸土地改良基金協会 (一財)茨城県建設技術公社 (一財)茨城県建設技術管理センター 茨城県道路公社 日立埠頭(株) 茨城県土地開発公社 (公財)茨城県企業公社 (公財)茨城県教育財団 (公財)茨城県体育協会 (公財)茨城県防犯協会 (公財)茨城県暴力追放推進センター

※前ページに記載の削減 14 団体には、平成 22 年 4 月に非該当となった(社)茨城原子力協議会を含む。

2 今後の取組方針

前回の委員会では、精査団体等に対象を絞り、団体については、「廃止」「統合・再編」「県の人的関与の削減」「県の財政的関与の廃止・縮小」「存廃検討・事業縮小」「事業の計画的推進」の6方向、会計については、「一般会計への一元化」「事業縮小」「経営や収支の改善」「事業の計画的推進」の4方向に分類し、提言を行った。

この結果、精査・準精査団体に選定した16団体のうち、「茨城県住宅供給公社」が解散（平成22年10月）により廃止となったほか、「公益財団法人茨城県農林振興公社」、「公益社団法人茨城県穀物改良協会」及び「公益社団法人園芸いばらき振興協会」が「公益社団法人茨城県農林振興公社」として統合・再編（平成26年4月）、「財団法人茨城県青少年協会」が「社団法人青少年育成茨城県民会議」に吸収合併（平成24年10月）されるなど、改革の進展が図られた。

本委員会においては、残りの12団体、11会計について、今後の取組方針を提言する。

なお、茨城県住宅供給公社については、平成26年10月に破産手続きが終結したことから、巻末に破産に係る総括をした資料を掲載する。

(改革における基本的認識)

- 本県財政は依然として厳しい状況にあるため、引き続き、財政の健全化を県出資団体等改革の根本に据えて取り組むべきであり、県出資団体や特別会計・企業会計の一般財源依存体質からの早期脱却を目指すべきである。

【継続】

＜県出資団体への財政的関与の状況＞

平成 21 年度：304 億円

平成 24 年度：148 億円（▲156 億円）

＜公営企業会計・特別会計への繰出金の状況＞

平成 21 年度当初：181 億円

平成 26 年度当初：155 億円（▲26 億円）

※公債管理特別会計及び保有土地対策関係等を除く

- 真に財政再建につながる改革を実行するためには、県出資団体等に限らず、県行政の役割の見直しや事業改善も常に視野に入れ、改革を連動させていくことが重要である。【継続】

- これまでの改革は、経営悪化を把握してから抜本的な対応策に着手するまで、検討に時間をかけすぎであり、スピード感が不足している。県出資団体であれば、それだけであたかも公共性・公益性を有するかのよう誤認し、組織の存続自体を重視して、改革を先延ばししたり、県支援を認めたりしてきた。県出資団体が自立した事業体として（自立性、独立採算性）、県の業務を補完・代替し、遂行すること（県行政補完・代替機能性）に公共性・公益性が認められるのであり、認識を改め、抜本改革を推し進めるべきである。

【継続】

平成 21 年度：55 団体

平成 26 年 4 月 1 日現在：41 団体（▲14 団体）

- 引き続き、人的・財政的関与の縮減に取り組む一方、今後は、出資目的、設立目的を時代に即したものに変わっていくことにより、実質的に県民に役に立つ団体とするよう検討すべきである。**新規**

- 事業完了後の状況を追跡し、明確化することが、県出資団体の役割や県関与の必要性を判断する上での重要な分岐点になるため、団体の行っている事業の成果を明確にすべきである。**新規**

- 民間と競合する事業については、県関与の廃止を基本とし、事業の廃止や県出資の引揚げ、民間譲渡などにより順次整理していくべきである。【継続】

- 出資団体の改革に当たっては、県財政が依然として厳しい状況にある中で、問題を先送りすることなく、適時適切な判断により「廃止」や「統合」「民営化・自立化」に向けた抜本的な見直しを進めるべきである。【継続】

- 特に、債務超過に陥り、今後経営改善の見通しが立たない団体については、早期に抜本的な対応策を検討すべきである。【継続】
- 設立当初の目的が薄れたり、一般会計での取扱いが可能と判断される特別会計については、廃止を含めてあり方を検討すべきである。【継続】
 - 平成 21 年度：22 会計（特別会計 17，企業会計 5）
 - 平成 26 年度：19 会計（特別会計 13，企業会計 6）

（削減目標と実績）

- 県出資団体数については、指導対象団体数を可能な限り削減することとし、平成 26 年度現在の 41 団体を、平成 29 年度までには概ね 30 団体程度にするよう、目標達成に向けて最大限の努力をすべきである。【継続】

平成 26 年 4 月 1 日現在	41 団体（▲14 団体）
＜内訳＞	
解散	▲ 5
他団体との統合	▲ 2
出捐金相当額の返還	▲ 2
県保有株式の譲渡	▲ 1
人的・財政的援助の見直し	▲ 4
- 県出資団体への人的関与については、県派遣職員を平成 21 年度現在の 261 名から、早期に 2 分の 1 程度に削減するとともに、これを上回ることはないよう努めるべきである。【継続】

平成 26 年 4 月 1 日現在	147 人（▲114 人）
-------------------	---------------
- 財政的関与については、引き続き自立経営を行っている営利法人への出資金を引揚げるとともに、今後とも、公社対策分を除く補助金・委託料・貸付金（平成 21 年度合計額約 300 億円）が 150 億円程度を上回ることはないよう努めるべきである。【継続】

＜出資金の引揚げ＞	
日立港木材倉庫(株)	平成 25 年 3 月 株式譲渡
＜財政的関与の削減＞	
平成 24 年度決算	148 億円

（あらゆる機会を利用した削減の推進）

- 県出資団体に対し、損失補償及び債務保証の対象となっている債務残高の削減に努めさせ、追加借入れを許さないよう常に限度額を見直すことは当然である。【継続】

＜損失補償等限度額＞	
平成 21 年度末	253,967 百万円
平成 25 年度末	30,607 百万円（▲223,360 百万円）

(経営改善)

- 累積損失を抱える県出資団体については、改革工程表の進行管理を徹底し、財務基盤の強化や経営の健全化を図るべきである。【継続】
- 事務事業の必要性や効率性については、常に再点検するとともに、定員管理の適正化や人件費の縮減など、業務運営の一層の簡素・合理化を図るべきである。【継続】
- 県出資団体や特別会計・企業会計の経営状況や県による支援内容等については県民へ積極的に情報開示し説明責任を果たすべきである。【継続】

(経営責任の明確化)

- 県出資団体は、独立した事業主体として自己責任原則の下、事業運営の責任体制の明確化を図るべきである。【継続】
 - <知事・副知事の代表兼職>
 - 平成 21 年度：11 法人
 - 平成 25 年度：4 法人 (▲7 法人)
- 県出資団体や特別会計・企業会計の運営や経営に係る情報については、不利益な情報であっても開示し、責任の所在を明確にすべきである。【継続】

(1) 精査団体・精査会計

① 精査団体

ア) 公益財団法人茨城県開発公社

<前回の委員会>

存廃検討・事業縮小



事業の計画的推進

- 本団体は、県の公共工業団地受託事業など、土地開発事業を基本として継続させるものとし、県の新たな財政負担が生じないように、緊張感を持った事業運営に努めるべきである。

このため、必要最小限の組織を目指し、福祉施設部門、ビル管理部門については、収益性に十分に配慮しながら、着実な事業運営に取り組むべきである。

なお、今後は、平成30年度までのプロパー事業の土地処分計画を着実に推進するとともに、蓄積したノウハウを活用した県公共工業団地の受託事業や市町村からの受託事業の要請に応じていく体制を構築する必要がある。

【見直し】

H24年3月「ワープステーション江戸」譲渡

H25年3月「インランド・デポ」譲渡

H25年度 県の支援措置（貸付金を除く）終了

- 本団体が県からの自立度を高め、自らの方針で経営していくに当たっては、自己責任原則の下、役員等の公募なども含め、その方策を検討すべきである。

県は、出資者として、組織のあり方や人材確保などの観点から支援を行うべきである。**新規**

- 福祉施設については、収益性や経済状況を勘案しながら、民間への譲渡なども視野に入れて、適切かつ柔軟な経営に取り組むべきである。**【見直し】**

- 本団体は、これまで多額の県の一般財源を投入して支援措置を講じられてきたことから、今後とも、財務状況等を県民や議会に報告すべきである。

新規

- 企業誘致を推進するためには、全庁的に開発公社と連携を密にして、専門的な知識を活用できるようにすべきである。**新規**

- 立地条件が良いのに工業団地の分譲が進まない理由について、原点に戻って原因を分析するとともに、開発公社の専門的なノウハウを借りながら、公社と連携し、土地の販売体制を整えるべきである。**新規**

- 保有土地の早期処分については、魅力ある工業団地づくりを継続するとともに、公社と県と市町村の3者が連携した販売体制のもと推進していくべきである。【継続】
- 県が承継した未造成工業団地等についても、改革工程表に基づき利活用方策を検討するとともに、一般財源で買い取った土地の売却額や処分面積などを、引き続き県民に説明しながら進める必要がある。【継続】
- 開発公社ビルは、新たなテナント探しに全力で取り組み、賃料収入の確保に努めるとともに、収益性や経済状況を勘案しながら、民間への譲渡も視野に入れて、適切な経営に取り組むべきである。
その際、団体自らが退去のうえ、テナント探しをして、退去したスペースに入居させるような姿勢が必要である。【見直し】
- 茨城空港旅客ターミナルビルの運営は、できる限り精度の高い収支予測を前提とし、県への新たな財政負担とならないよう、誘客促進などに取り組むとともに、収益性や経済状況を勘案しながら、民間への譲渡も視野に入れて、適切な経営に取り組むべきである。【見直し】
- 空港ターミナルビルのあり方については、例えば、ジェットロ事務所の開設により、生鮮食品の輸出や販路拡大などもあることから、部局横断的な考え方で定めていくべきである。**新規**
- 支援期間内においては、予定した支援策以上の県の財政負担が生じないように、経営改善のためのあらゆる方策を講じていくべきである。【継続】
 - <プロパー職員数>
 - 平成21年度：99人
 - 平成25年度：72人（▲27人）
 - <損失補償付き借入金>
 - 平成21年度：1,221億円
 - 平成25年度：－億円（皆減）

イ) 鹿島都市開発株式会社

県の財政的関与の廃止

- 本団体は、鹿島地域の振興を図るため、無利子長期借入金や不動産の優先的利用など県の支援を受けながらホテル事業を行ってきたが、近年では民間と競合する状況であることから、将来的には、県関与を廃止し、自立化を図るべきである。【継続】
 - <県貸付金残高の状況>
 - 平成21年度末：101億円
 - 平成25年度末：91億円（▲10億円）

- 当面は営業努力を継続し、県貸付金の償還を促進するが、ホテル部門における経営状況が悪化した場合には、売却等も視野に入れた議論を進めるべきである。
ホテル事業については、切り離して民間のノウハウを活用することも、検討していくべきである。【一部追加】
- 設計管理事業について、民間と競合せず、公共性、公益性が発揮できる分野である場合には、類似の事業を行う公益法人などが担うことを検討すべきである。【継続】

ウ) 茨城県土地開発公社

存廃検討・事業縮小

- ひたちなか地区の保有土地について、企業立地等の促進のため、早期の売却に向けて価格設定を検討すべきである。【新規】
- 地価の下落している現状においては、公拡法に基づく用地の先行取得事業の必要性は限られてきており、将来的には廃止も視野に入れるべきである。当面は、真に緊急性、必要性のある事業に限定し、事業縮小に努めるべきである。【継続】
東関東自動車道水戸線の用地先行取得事務（H25年度～国受託）
- ひたちなか地区などの保有土地については、含み損を明確にするとともに、地元各市や企業とも連携を取りながら、全庁一丸で販売体制を強化することにより早期処分を進め、県長期貸付金の早期返済を実現すべきである。【継続】

＜県長期貸付金の状況＞	
当初	226億円
平成25年度末	106億円
- 代替地の売却を推進するための売却用途制限の緩和について、国に要望していくべきである。【継続】

エ) 公益財団法人グリーンふるさと振興機構

団体の廃止

※ 平成27年度末 廃止予定

- 県北地域振興の活動主体は、本来、該当する市町であることが望ましく、圏域市町などへの機能移管により、本団体は発展的に廃止されるべきである。【継続】
改革工程表に明記(廃止時期：平成 27 年度末)
- 県の人的・財政的関与の削減を改革工程表により具体的に管理し、スピード感を持って、本団体の事業効果の検証と円滑な移管に取り組むべきである。【継続】
県派遣職員数 3 人(H23)→1 人(H26)
県補助金 26 百万円(H23)→ 廃止(H25)
- 団体の事業は一過性のイベント業務ではなく、圏域市町の産業振興や交流人口の拡大、定住人口の維持・拡大など、県北地域の振興に実質的に寄与する事業を中心とし、県、市町、地域づくり活動団体等との役割分担の明確化と連携強化を図る必要がある。【継続】
- 収益事業として開始した旅行業については、早期の収益確保が達成できない場合には、事業の廃止を検討すべきである。【継続】

オ) 社会福祉法人茨城県社会福祉事業団

県の財政的関与の縮減

- 県立あすなろの郷の運営費における県費負担額については、県の政策的な負担を引き続き抑制するよう取り組むべきである。【継続】
 - <県費負担額の状況>
 - 平成 21 年度 7.7 億円
 - 平成 22 年度 6.6 億円
 - 平成 23 年度 3.3 億円
 - 平成 24 年度 1.8 億円
 - 平成 25 年度 3.3 億円
- 県立あすなろの郷については、県立施設としての必要規模や建て替えによる施設の集約化の検討と併せて、民間法人の活用なども視野に入れた施設管理の見直しについても検討を行い、経営の効率化を図るべきである。
 その際、障害者の就労支援などの観点からも、民間活力の導入も視野に、障害者が生きがいをもって生活できる環境づくりについて検討すべきである。【一部追加】
- 県立あすなろの郷の建て替えについては、入所困難度に地域差があることから、県域内で分散配置ができないかなど、県の障害福祉計画全体の中で検討していくべきである。【新規】

- 社会福祉事業に集約化するなど必要な業務への人材等の集中的な投入や事務部門の合理化、組織のスリム化などにより、自主・自立した運営を目指すべきである。【継続】

＜正規職員数＞

平成 21 年度 274 人

平成 25 年度 255 人 (▲19 人)

- 県立あすなろの郷は、民間施設の模範となるよう施設を管理運営していくとともに、民間施設での支援が難しい障害者への専門的支援などの役割を果たしていくべきである。【継続】

カ) 公益財団法人茨城県教育財団

県の人的関与の削減

- 本団体は、歴史館（公文書館の機能を含む）の運営及び埋蔵文化財発掘調査事業を重点化する団体として位置づけるとともに、引き続き組織のスリム化や派遣職員の削減を図るべきである。【新規】

- 本団体の自立化に向けて、県派遣職員については、団体の直接雇用や退職教員の積極的活用などあらゆる努力により、早期の、必要最小限までの削減を達成し、経費についても大胆な縮減を図っていくべきである。

特に、教員の派遣は必要最小限にすべきであり、具体的な県派遣職員の削減計画を検討すべきである。【一部追加】

＜これまでの削減状況＞

平成 21 年度 107 人

平成 26 年度 69 人 (▲38 人)

- 生涯学習センターや青少年教育施設の指定管理業務など民間に任せることのできる部門については、積極的に民間団体の参入促進を図るべきである。

生涯学習センターについては、地域の特性や学習環境に応じた事業内容などそのあり方を検討すべきである。【一部追加】

＜生涯学習センターにおける NPO 法人による指定管理の状況＞

前回 (H18~H22) 指定管理 : 5 施設中 1 施設を NPO 法人が管理

現在 (H23~H27) 指定管理 : 5 施設中 3 施設を NPO 法人が管理

② 精査会計

ア) 鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計

一般会計への一元化

- 本会計は、事業の進捗状況や保有土地の処分状況等を踏まえ、地元市等の意見を十分聞きながら、将来を見据えて一般会計への一元化に向けた検討をスピード感を持って進めるべきである。【継続】
- 他会計への無償貸し付け土地の有償所管換えなど、新たな歳入確保策の検討に当たっては、早急に対応すべきである。【継続】
- 工業団地等については、優遇措置の積極的なPRやリース制度の活用に加え、今後、価格の引下げ等により、早急に処分すべきである。【継続】
＜奥野谷浜工業団地の分譲価格の見直し＞
29,000 円/㎡ → 26,000 円/㎡ (H23 年度)

イ) 都市計画事業土地区画整理事業特別会計

事業の計画的推進

TX沿線開発

- 今後、人口が減少してくると土地を売りにくくなるため、東京オリンピック・パラリンピック開催の2020年(平成32年)を目標に、できる限り前倒し処分を進めるべきである。【新規】
- TX沿線開発地区の販売促進のためには、地区ごとの魅力や特色を打ち出すなど、地区別に戦略を持ったまちづくりを行うべきである。【新規】
- 土地処分方策として、業種に応じた事業用定期借地制度の活用や、住宅事業者等との共同分譲、民間卸などに重点的に取り組み、一層積極的に推進すべきである。【継続】
＜平成25年度までの取組状況＞
事業用定期借地制度を活用した商業施設等の誘致(4件)
住宅事業者等との共同分譲(約4.3ha, 150画地)
民間卸(約10.9ha, 461画地)
- TX沿線開発地区外とのバランスのとれたまちづくりという視点をもって、県と沿線3市が連携し、しっかり取り組む必要がある。
特に地元市の一層の積極的関与を求め、連携を強化すべきである。【新規】

- TX沿線への入居者から、学校建設について切実な要望が出ているため、子育て世代も安心して暮らせるよう、まちづくりを進めるに当たっては、学校の整備について地元市と早急に協議すべきである。
また、安心安全なまちづくりの観点から、医療機関や警察機関等の整備についても、配慮すべきである。**新規**
- 土地販売に当たっては、千葉県や埼玉県など、競合する近隣県の状況を十分に調査しながら、取り組むべきである。**新規**
- ニーズに適応した販売戦略を練り直し、好条件の土地は全力で売り切っていくべきである。悪条件の土地については、国費等の活用による買取りなど将来負担の抑制につながる知恵を絞り、処分を進めるべきである。**【継続】**
- 本事業は、整備計画の見直しによる造成経費の圧縮などにより、事業費総額の縮減にスピード感を持って取り組むべきである。**【継続】**
 - <事業費総額の縮減>
 - 事業費総額：平成22年度1,780億円
 - 平成26年度1,645億円（▲135億円）
- 国庫補助金や交付税措置のある県債を活用した大規模緑地の買取り等の対策については、特別会計の金利負担と比較した場合の負担軽減効果について県民が理解できるように、情報開示に努めるべきである。**【継続】**

阿見吉原地区

- 整備計画の見直しによる造成経費の圧縮などによって、事業費総額の縮減に取り組むべきである。**【継続】**
 - <事業費総額の縮減>
 - 事業費総額：平成22年度233.9億円
 - 平成26年度231.5億円（▲2.4億円）
- 計画的に事業の推進を図りながら、商業系や物流系など多様な土地活用の促進に努めるとともに、企業誘致による経済波及効果など全体的な地域活性化の視点を重視すべきである。**【継続】**
 - <平成25年度までの取組状況>
 - 造成工事が完了した県保有土地への企業等の立地（約2.4ha）

- 「茨城県病院事業中期計画」に基づき、収益確保対策、経費節減対策、未収金対策など、病院機能の強化、経営改善に全力で取り組むべきである。
【見直し】
- 県立中央病院に周産期センターを設置することについて、病院局と知事が協議の上で方針を明確にし、産科及び小児科入院の早期再開を目指すべきである。【継続】
- 県立病院の収益体制や高コスト体質を改善し、政策医療として真に必要な一般会計からの繰入金額を精査すべきである。【継続】
- 本会計は、繰入金額を精査すべきであり、必要な政策医療を担いつつ、繰入金を縮減すべきである。【継続】
 - <繰入金の縮減>
平成 21 年度決算→平成 25 年度決算 (▲962 百万円)
- ドクターヘリ導入に伴う小児救急医療体制の充実など、前向きな視点も病院改革には重要である。【継続】
 - <ドクターヘリの導入>
こども病院 (H22.7 月より受け入れ開始) 実績 : 34 件 (H25 年度末まで)

(2) 準精査団体・準精査会計

① 準精査団体

ア) 一般財団法人茨城県環境保全事業団

事業の計画的推進

- エコフロンティアかさまの操業期間については、さらなる処分量確保策に取り組み、30年よりも極力短期間となるよう努力すべきである。【継続】
＜4者協定締結＞
県、笠間市、地元協議会及び事業団の4者で協定締結（H22.11.30）
操業期間：埋立は埋立完了まで（5年毎に協議）、溶融処理は概ね20年
- 経営計画や長期借入金の償還計画の見直し、プロパー職員の採用などについても、30年を想定するのではなく、処分実績を踏まえながら、より短期間での事業完了を目標として判断すべきである。【継続】
＜レベニュー信託による民間資金の調達＞
調達額 100億円
償還残額（平成25年度末） 35.8億円

イ) 公益財団法人茨城県看護教育財団

事業の計画的推進

- 本県の10万人当たりの看護職員数は、平成24年末で974.3人、全国42位と低い水準にある。このため、看護職員の一層の養成及び定着が必要であり、本団体は、看護専門学校の運営において、さらに質の高い人材養成を進めるべきである。【継続】
- 養成した人材が県内に定着しているか、卒業数年後の転出状況も含めて調査すべきである。【継続】
県内就業率 85.6%（県平均 80.3%）（H21～25年の平均）

ウ) 株式会社いばらきIT人材開発センター

県の財政的関与の縮小

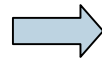
- 本団体の事業は、民間企業による対応が進んできていることから、古河市及び（独）情報処理推進機構と協議しながら、平成26年度末までに本団体のあり方や県の関与のあり方について、結論を出すべきである。【新規】

- 本団体は、県が筆頭出資者ではなく、経営改革を主導的に行えないため、最大株主である（独）情報処理推進機構や地元古河市などと、累積損失の早期縮減を図るとともに、自立化に向けた協議を進めるべきである。【継続】
- 本団体は、民間事業者と競合しない分野、すなわち採算性が低く、小規模な専門的研修の実施について担うべきであるが、損益分岐点の管理などを徹底し、国や県からの委託に依存しない経営に努めるべきである。【継続】

エ) 公益社団法人茨城県農林振興公社

＜前回の委員会＞

統合・再編



事業の計画的推進

- 統合後についても、各事業を必要性や効率性の観点から精査し、事業や組織、役員などのスリム化を図るべきである。【継続】

オ) 一般財団法人茨城県建設技術公社

＜前回の委員会＞

(道路公社との)統合



事業の計画的推進

- 茨城県開発公社ビルへの本部、支部の集約化後についても、人件費など経費の縮減に努め、経営の安定化を図るべきである。【継続】

＜組織の再編-県開発公社ビルへの集約化＞

平成 22 年度 県北支部・別館

平成 23 年度 鹿行支部

＜職員定数の削減状況＞

平成 21 年度 94 人

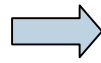
平成 24 年度 80 人

平成 26 年度 75 人 (▲19 名)

カ) 茨城県道路公社

<前回の委員会>

(建設技術公社との) 統合



事業の計画的推進

- 本団体は、(財)茨城県建設技術公社との総務経理部門の統合後においても、さらなる経費削減や有料道路の利用促進による料金収入の確保により、長期借入金の早期償還に努めるべきである。【継続】

建設技術公社と総務経理部門を統合(H23)

本社職員 ▲6人(H23)

人件費及び賃借料▲約4,400万円(H23)

銀行借入金の一括繰上償還による支払利息の軽減(▲約1億3,600万円)

県による長期無利子貸付(H23~)

- 将来的には、県負担が最少となる時期を見据えて、団体を解散すべきである。【継続】
- 解散に当たっては、プロパー職員の再就職先の確保などに十分に配慮すべきである。【継続】

② 準精査会計

ア) 港湾事業特別会計

事業の計画的推進

- 企業ニーズを踏まえたポートセールスや積極的な企業誘致により、取扱貨物量の増加を図るべきである。【継続】
 - <取扱貨物量>
平成23年度：7,458万ト、平成24年度：9,039万ト、平成25年度：9,454万ト
 - <新規航路の開設>
常陸那珂港区：中国・韓国・東南アジア定期コンテナ航路（平成24年10月）
- 立地推進東京本部と連携して、既存立地企業や港湾関連企業への誘致活動を積極的に進め、早期処分を進めるべきである。【継続】
 - <分譲実績>
平成23年度～平成25年度：33.6ha

イ) 県立医療大学附属病院特別会計

経営の改善

- 収入確保策としては、病床利用率の向上や研修士人数の拡充、画像診断サービスの拡充を行うべきである。【継続】
 - <病床利用率>
平成23年度：79.0%、平成24年度：76.9%、平成25年度：83.0%
 - <研修士数>
平成23年度：3名、平成24年度：8名(5名増)、平成25年度：12名(4名増)
- 支出削減策としては、医療経営、医事事務専門家の導入の検討や、後発医薬品等の採用、委託業務等のさらなる見直しを行うべきである。【継続】
 - <後発医薬品への切替品目数>
平成23年度：11品目、平成24年度：10品目、平成25年度：7品目

(3) その他の特別会計・企業会計

ア) 競輪事業特別会計

事業の計画的推進

- 公益財団法人JKAに対して、交付金の引下げを引き続き求めていくべきである。【継続】
＜交付金率＞
従来の3.1% → 1.9%に引下げ（H24年4月の法改正）
- 今後、自動発売機等の導入やスタンドのコンパクト化に伴い、さらなる従事員数の削減を図っていくべきである。【継続】
＜従事員数：4月1日現在＞
平成21年度：259人 → 平成26年度：149人（▲110人）
- 収益の確保を図りながら引き続き一般会計への繰出しを行い、財源確保に寄与すべきである。【継続】
＜一般会計への繰出金＞
平成23年度：1億円、平成24年度：1億円、平成25年度：2億円

イ) 水道事業会計

事業の計画的推進

- 中期経営計画に基づき、計画的な事業運営を行うとともに、建設投資の効率化等により企業債の借入を縮減するなど、財政基盤の強化を図っていくべきである。【継続】
＜平成22年～25年度に実施した繰上償還等＞
（繰上償還額） 約 12,558百万円
（利息軽減額） 約 1,843百万円

ウ) 工業用水道事業会計

事業の計画的推進

- 中期経営計画に基づき、計画的な事業運営を行うとともに、建設投資の効率化等により企業債の借入を縮減するなど、財政基盤の強化を図っていくべきである。【継続】
＜平成22年～25年度に実施した繰上償還等＞
（繰上償還額） 約 11,495百万円
（利息軽減額） 約 1,447百万円

エ) 地域振興事業会計

事業の計画的推進

- 阿見東部工業団地及び江戸崎工業団地の土地造成事業について、今後も現実的な計画を策定し、販売活動を行うべきである。【継続】

<分譲実績>

(阿見東部工業団地) 平成 22 年度～平成 25 年度 : 17.9ha

(江戸崎工業団地) 平成 23 年度～平成 25 年度 : 14.4ha

オ) 貸付金会計

事業縮小

- 生活再建に関わる事業以外の県貸付金は、他の金融制度や金融商品などに移行し、廃止する方向で検討すべきである。【継続】

<制度改正等>

設備資金貸付金(中小企業事業資金特別会計) : 平成 26 年度末で廃止

就農支援資金貸付金 : 貸付主体が日本政策金融公庫に変更(平成 26 年 10 月から)

- 市町村振興資金については、市町村からの資金需要を的確に把握し、予算編成に反映させるべきである。

また、市町村の自立を促し、貸付資金の原資は県で有効に活用すべきである。【一部追加】

<貸付枠>

平成 21 年度 : 13 億円→平成 26 年度 : 10 億円 (▲3 億円)

- より使いやすくするため、制度改正や運用の改善を進めるべきである。

【継続】

<制度改正等>

市町村振興資金 : 貸付対象に国体関連施設整備を加え、充当率を引上げ

- 滞納対策としては、公平性の観点から債権管理を徹底して行うべきである。【継続】

<過年度未収金収入額>

平成 22 年度 : 230 百万円, 平成 23 年度 : 248 百万円, 平成 24 年度 : 247 百万円

第3 保有土地の処分方策

前回の委員会では、県の財政健全化のため、県出資団体や特別会計・企業会計が抱える保有土地について、早期処分の促進や造成経費等の圧縮など将来負担の縮減を求めた。

本委員会では、特に早急な対応が求められる保有土地問題を重点的に取り組むテーマとして掲げ、執行部からの詳細な説明聴取のほか、現地調査や参考人から意見聴取を行い、集中的に審議を重ねてきた。

ここでは、保有土地の現状やこれまでの対策を概観し、保有土地処分に係る今後の取組方針を提言する。

1 保有土地の現状と課題

(1) 保有土地の状況等

① 保有土地の処分状況

本県の保有土地については、計画面積 8,127.6 ヘクタールのうち 6,919.1 ヘクタールを処分し、平成 25 年度末時点における未処分量は 1,208.5 ヘクタールとなっている。

このうち、TX沿線開発地区など改革工程表を作成している 9 事業（以下「改革工程表作成事業」という。）においては、計画面積 7,433.4 ヘクタールのうち 6,466.5 ヘクタールを処分し、平成 25 年度末時点における未処分量は 966.9 ヘクタールとなっている。

[保有土地の状況（平成 25 年度末現在）]

(単位:ha)

区分		取得年	計画面積	処分済面積	未処分量
改革 工程 表 作 成 事 業	TX沿線開発地区	H 5～	414.6	147.7	266.9
	公共工業団地	S55～	684.7	323.3	361.4
	鹿島臨海工業地帯造成事業	S42～	5,587.9	5,473.8	114.1
	桜の郷地区	H 8～	38.6	23.6	15.0
	港湾関連用地	S61～	192.4	118.3	74.1
	阿見吉原地区	H15～	74.1	19.8	54.3
	阿見東部、江戸崎工業団地	H 7～H21	75.9	53.4	22.5
	開発公社(プロパー工業団地)	S48～	214.6	172.0	42.6
	土地開発公社(道路等公共買戻分を除く)	H 2～H17	150.6	134.6	16.0
計			7,433.4	6,466.5	966.9
その他			694.2	452.6	241.6
合計			8,127.6	6,919.1	1,208.5

② 未処分面積の年度間比較

前回の委員会において報告があった平成21年度末時点で未処分の土地(面積1,776.5ヘクタール)について、その処分に努めた結果、改革工程表作成事業において366ヘクタール、全体では568ヘクタールの土地の処分等が進められた。

[未処分面積の年度間比較(総括:平成21年度末~平成25年度末)]

				(単位:ha)	
区分		H21年度末 (a)	H25年度末 (b)	処分等面積 (b-a)	
改革 工程 表 作 成 事 業	TX沿線開発地区	301.6	266.9	▲34.7	
	公共工業団地	426.1	361.4	▲64.7	
	鹿島臨海工業地帯造成事業	211.1	114.1	▲97.0	
	桜の郷地区	22.5	15.0	▲7.5	
	港湾関連用地	99.7	74.1	▲25.6	
	阿見吉原地区	56.0	54.3	▲1.7	
	阿見東部, 江戸崎工業団地	58.5	22.5	▲36.0	
	開発公社(プロパー工業団地)	111.0	42.6	▲68.4	
	土地開発公社(道路等公共買戻分を除く)	46.4	16.0	▲30.4	
	計	1,332.9	966.9	▲366.0	
その他	443.6	241.6	▲202.0		
合計	1,776.5	1,208.5	▲568.0		

《H25年度末未処分面積の(b)の状況》	
整備済	未整備
123.2	143.7
110.8	250.6
114.1	-
-	15.0
9.2	64.9
5.0	49.3
16.8	5.7
24.9	17.7
10.3	5.7
414.3	552.6
(合計) 966.9ha	

③ 改革工程表目標の達成状況等

改革工程表を作成している9事業のうち7事業は、4ヶ年度合計(平成22年度から平成25年度)の処分達成率が概ね90%以上となっている。

また、この間の9事業合計処分実績(326.2ヘクタール)は、目標(318ヘクタール)を上回っているが、事業によっては処分の進捗が図れていないものも見受けられる。

[改革工程表目標の達成状況等]

												(単位:ha)
区分	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		合計			
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	達成率	
TX沿線開発地区	5.3	4.2	7.0	4.0	10.0	18.1	16.2	8.1	38.5	34.5	89.6%	
公共工業団地	7.0	3.9	7.0	7.3	7.0	45.6	7.0	10.3	28.0	67.1	239.6%	
鹿島臨海工業地帯造成事業	71.6	66.6	5.8	6.7	5.8	0.4	5.8	9.1	89.0	82.8	93.0%	
桜の郷地区	0.8	1.4	2.2	0.6	2.3	3.5	3.2	2.2	8.5	7.7	90.6%	
港湾関連用地	13.6	10.1	3.8	18.1	16.2	10.5	8.8	5.1	42.4	43.8	103.3%	
阿見吉原地区	2.3	1.5	1.1	0.4	3.1	0.0	13.2	0.5	19.7	2.4	12.2%	
阿見東部, 江戸崎工業団地	5.0	12.8	8.0	11.7	8.0	3.1	8.0	6.1	29.0	33.7	116.2%	
開発公社(プロパー工業団地)	6.0	2.2	6.0	6.3	6.0	8.2	6.0	7.2	24.0	23.9	99.6%	
土地開発公社(道路等公共買戻分を除く)	12.1	8.6	12.7	7.2	8.3	11.1	5.8	3.5	38.9	30.4	78.1%	
計	123.7	111.3	53.6	62.3	66.7	100.5	74.0	52.1	318.0	326.2	102.6%	

*本表は、目標面積には含まれなかった土地の処分実績を除外していること等から、実績の合計欄(326.2ha)は、②の表中、改革工程表作成事業の「処分等面積(b-a)」欄の計(▲366.0ha)とは一致しない。

*端数処理により、各項目の合計欄が一致しない場合がある。

(2) 企業誘致・土地販売推進の取組状況

① 企業誘致・土地販売の推進体制

ア) 茨城県立地推進本部

平成18年4月に知事をトップとする「茨城県立地推進本部」が設置され、企業誘致、ポートセールス及び大規模住宅事業用地（個人向け住宅用地を除く）の販売に関する活動方針などの審議・決定等が行われている。

[主な審議内容]

- ・立地推進の活動方針
- ・各種情報の周知（広報活動の方針、立地補助金など優遇制度の状況など）ほか

[構成]

- ・本部長：知事
- ・本部長代理：副知事
- ・本部長員：関係部局長等

イ) 県有地等処分・管理対策本部

平成21年4月に副知事をトップとする「県有地等処分・管理対策本部」が設置され、県及び公社等の保有土地処分の進行管理・情報共有のほか、処分促進のための様々な方策についての検討・調整が行われている。

[主な審議内容]

- ・宅地建物取引業者等を活用した媒介手数料制度の創設
- ・太陽光発電事業者への土地処分
- ・桜の郷地区における事業用定期借地権制度の活用、用途地域の変更
- ・土地処分の進捗状況の公表
- ・公共工業団地の分譲価格の見直し　ほか

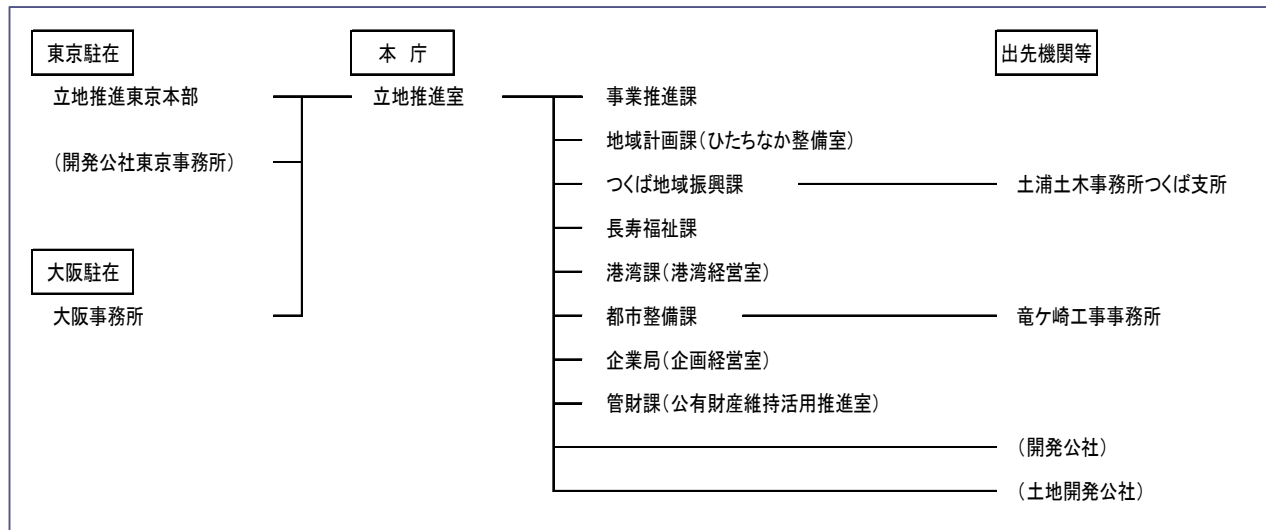
[構成]

- ・本部長：副知事
- ・副本部長：副知事
- ・本部長員：関係部局長等

ウ) 本県における土地販売体制（平成 26 年度）

立地推進東京本部を中心に関係課連携のもと、あらゆる人脈、ネットワークを活かした企業誘致、販売活動が展開されている。

[本県の土地販売体制]



[各部所の役割]

- 東京駐在の立地推進東京本部等においては、主に県外企業に対する営業の最前線として、企業投資情報の収集、企業への個別訪問等が行われている。誘致交渉にあたっては、本県の立地環境のPRはもとより、企業ニーズに合わせた複数の候補地を提案し、必要に応じて、立地推進室や工業団地・TX沿線開発等の事業所管課と連携のうえ、候補地の現地案内などが行われている。
- 立地推進室においては、主に県内企業に対して立地推進東京本部と同様の誘致交渉にあたるとともに、企業ニーズの把握、立地促進策の企画立案、情報発信のほか、庁内関係部局、市町村や関係機関などの総合調整が行われている。
- 改革工程表作成事業の所管部局等においては、事業用地の買収から造成、分譲価格の決定や公募の実施、分譲価格の見直し等のほか、企業において候補地が絞り込まれた段階で、必要なインフラ整備や区画の分割、不動産鑑定評価による分譲価格の最終的な決定など、個別具体的な調整が行われ、分譲契約の手続きが行われている。

エ) 土地販売体制の強化（平成 26 年度）

○企業誘致体制と土地販売体制の一元化

企業誘致と県有地等の土地販売を一体的かつ効果的に推進するとともに、より一層販売体制を強化し、県等の保有土地処分を加速させるため、知事直轄産業立地推進東京本部と総務部土地販売推進東京本部が統合され、知事直轄に「立地推進東京本部」が設置された。

これに併せて、知事直轄立地推進室に総務部土地販売推進本部が統合された。

○阿見吉原地区の販売体制強化

土地区画整理事業における整備の本格化に伴い、竜ヶ崎工事事務所に土地販売担当として民間出身の任期付き職員(1名)が配置されるなど、体制が強化された。

オ) 市町村、金融機関等との連携体制

企業誘致活動においては、企業の設備投資情報を迅速に収集することはもとより、従業員の生活インフラなど、企業を受け入れる環境を整備していく必要がある。

このため、市町村や関係機関等との連携が強化され、「茨城県工業団地企業立地推進協議会」や企業立地促進法に基づく「地域産業活性化協議会」が組織され、綿密な情報交換が行われるとともに、共同での個別企業訪問、セミナー等の開催、地元企業へのフォローアップ事業などが実施されている。

また、茨城産業再生特区に係るサポートデスクを銀行内に設置するなど、金融機関と連携しながら優遇制度等の積極的なPRや活用が図られている。

○茨城県工業団地企業立地推進協議会

・概要等

県内工業団地への企業誘致を行うことを目的に設置

・構成

県、市町村、開発公社、(株)常陽銀行、(株)筑波銀行、(独)都市再生機構等

・実績等

工業団地説明会の開催、新聞広告等各種媒体による広報活動、産業視察会の実施、立地企業懇談会の開催など

○地域産業活性化協議会

・概要等

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（企業立地促進法）に基づき，県と市町村など関係機関で組織。
地域産業活性化協議会が基本計画を策定した地域については，企業立地の支援措置が講じられる。

・協議会数 8 協議会 43 市町村

県北（7市1町1村）	笠間・東茨城（1市3町）
行方・鉾田・小美玉（3市）	鹿島臨海（3市）
圏央道沿線（8市4町1村）	県西（4市1町）
石岡・かすみがうら（2市）	茨城県南部（3市1町）

・実績等

企業立地促進法に基づく優遇制度（超低利融資や緑地率緩和措置など）の周知，市町村と連携した立地企業フォローアップなど

○金融機関との連携

・金融機関への説明会等

金融機関に対する優遇制度の周知を目的として，（株）常陽銀行，（株）筑波銀行，茨城県信用組合などへの説明会等を実施

・茨城産業再生特区サポートデスク設置

茨城産業再生特区（税制上の特例措置）の案内・相談を目的として，（株）常陽銀行（42拠点）に設置

・地元金融機関職員の立地推進東京本部への駐在

（株）常陽銀行及び（株）筑波銀行の職員各1名が駐在

・（株）常陽銀行主催の視察会

つくば市産業立地視察会の開催

② 企業誘致活動

ア) 産業立地セミナー等の開催

関係部局が連携し，産業視察会やいばらきの港説明会，TX沿線住宅用地セミナーが実施されるとともに，主要都市（東京，大阪等）において，企業の経営幹部などを対象とした「産業立地セミナー」などが開催され，首都圏への近接性や充実した広域交通ネットワークなど，本県の優れた立地環境や企業立地補助金・復興特区制度等の魅力ある優遇制度などのPRが図られた。

[平成 25 年度実績]

- ・いばらき企業立地補助金・再生特区説明会
(5月：ステーションコンファレンス東京，参加 125 社，205 名)
- ・いばらき産業立地セミナー I N 東京
(11月：ロイヤルパークホテル，参加 270 社，501 名)
- ・いばらき産業立地セミナー I N 大阪
(1月：ホテルグランヴィア大阪，参加 78 社，130 名)
- ・日立建機(株)サプライヤ戦略会議
(5月：つくば国際会議場，参加 236 社，431 名) ※主催：日立建機(株)

[平成 24 年度実績]

- ・いばらき産業立地セミナー I N 東京
(5月：秋葉原コンベンションホール，参加 173 社，284 名)
- ・いばらき産業立地セミナー I N 大阪
(11月：ホテルグランヴィア大阪，参加 101 社，151 名)

イ) 経済誌・新聞広告，県ホームページ等を活用した P R

経済誌や新聞，ホームページ，メールマガジン等，各種広報媒体を活用し，本県の優れた立地環境や魅力ある優遇制度の P R が行われた。

[平成 25 年度の主な掲載等実績]

- ・新聞広告（日刊工業新聞 6 月，12 月，日本経済新聞 12 月）
- ・経済誌広告（週刊ダイヤモンド 12 月）
- ・インターネットの活用
県工業団地ホームページ，メルマガによる優遇制度紹介
- ・パンフレットの作成
「いばらきの工業団地」（5,000 部），「茨城県の優良土地情報」（6,000 部）

[平成 24 年度の主な掲載等実績]

- ・新聞広告（日刊工業新聞 6 月，11 月，12 月，日本経済新聞 12 月，茨城新聞 9 月）
- ・経済誌広告（週刊東洋経済 2 月，12 月）

- ・インターネットの活用
県工業団地ホームページ，メルマガによる優遇制度紹介
- ・パンフレットの作成
「いばらきの工業団地」(5,000部)，「茨城県の優良土地情報」(6,000部)

ウ) 情報収集活動と企業誘致の展開

企業の立地条件などを把握するため，毎年，調査テーマを定め，3,000社程度の企業に対し，マーケティング調査が実施された。また，多数の企業投資情報を有する建設・不動産などの業界団体や金融機関等を訪問したほか，立地セミナー，産業視察会，各種説明会を活用したPRなどを通じて，設備投資意欲のある企業の情報収集が図られた。

これらにより把握した企業投資情報をもとに，迅速にターゲット企業を訪問し，設備投資意欲がある企業には粘り強く交渉を継続することにより，1社でも多くの企業の本県立地が実現するよう誘致活動が展開された。

[これまでの調査テーマ]

- ・平成25年度 自動車及び建設機械関連企業に対する投資意向調査
- ・平成24年度 民間信用調査会社において新たな設備投資が期待できるとされた企業に対する投資意向調査

③ 主な立地促進策

県税の課税免除，工業用水道料金の軽減などに加え，平成21年度に企業立地促進特別対策事業が新設され，企業の用地取得費等に対する補助が実施されるとともに，平成24年度には媒介手数料制度が創設され，土地販売の促進が図られた。

さらに，東日本大震災直後，著しく落ち込んだ本県の企業立地の早期回復を図るため，国に強く働きかけた結果創設された「原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助金」や「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」，「茨城産業再生特区」を最大限に活用し，積極的な企業誘致活動に取り組んできた。

あわせて，国における各種補助制度などにかかる情報収集が行われ，企業への積極的な活用を働きかけることで設備投資の促進が図られた。

④ 分譲価格の引き下げ

前回の委員会以降、以下のとおり、工業団地の分譲価格が引き下げられた。

(単位：円/㎡)

団地名	旧価格	改定後価格	引下げ率	改定年月
奥野谷浜工業団地（県）	29,000	26,000	▲10.3%	H23.10
常陸那珂工業団地（県）	32,500	30,500	▲6.2%	H24.1
茨城工業団地（開）	29,000	28,700	▲1.0%	H25.4

*工業団地名欄：事業者（県）…茨城県，（開）…県開発公社

⑤ 立地企業へのフォローアップ

ア) 立地企業への個別訪問

市町村と共同で県内の立地企業等を訪問し、事業活動上の課題や行政への要望等をヒアリングするとともに、要望等については、市町村と連携しながら出来る限りの対応が図られた。また、ヒアリングを通じて、立地企業に関連する企業の立地動向等の把握が図られた。

[訪問実績] 平成25年度 240社 平成24年度 165社

イ) 立地企業と県幹部との懇談会

工業団地を代表する中核立地企業の社長や工場長と、知事をはじめとした県の幹部職員との懇談会が開催され、県全体で立地企業の課題や要望への対応策が検討・協議された。

[開催実績] 平成25年度 県北県央鹿行地域：11月開催（37社44名出席）
県南県西地域：1月開催（31社36名出席）

平成24年度 全県域（知事出席）：11月開催（53社64名出席）

ウ) 実現した主な要望事項等

- ・工業用水道料金の値下げ（平成22年4月 県南，県西，鹿島，県央工水で7～15%値下げ。平成25年4月 鹿島工水で3.5%～4.0%値下げ）
- ・緑地率の規制緩和（平成26年5月現在 22市町村）

- ・波崎高校に工業化学・情報科を新設（平成 20 年 4 月）
 - ・高速道路の早期開通（平成 26 年度 圏央道・東関道接続，平成 20 年 4 月 北関東県内区間開通）
 - ・TX の増発（平成 24 年 10 月 つくばー守谷の区間増発：+3 便/日）
 - ・茨城空港の福岡便就航（平成 26 年 4 月 2 便/日で就航）
- ※道路の補修や草刈り，信号設置等は多数対応

(3) 保有土地対策（将来負担額対策）の取組状況

前回の委員会以降（平成 22～25 年度），県が行ってきた財政面での保有土地対策について，主な内訳を以下に示す。

① 茨城県住宅供給公社 将来負担額・H25 末：305 億円

年 度	H21	H22	H23	H24	H25
将来負担額（億円）	384	381	355	330	305

本団体は，平成 26 年 10 月に破産手続きが終結した。

今後とも，第三セクター等改革推進債を活用し，平成 37 年度までに計画的に償還を行う。

② 茨城県土地開発公社 将来負担額・H25 末：－億円

年 度	H21	H22	H23	H24	H25
将来負担額（億円）	80	35	24	－	－

債務超過対策については，平成 24 年度の最終補正予算において県補助金の前倒しを行い，対策は終了した。

また，正常資産に対する対策については，公社保有土地に係る民間金融機関借入金（約 226 億円）の支払利息を抑制するため，県は平成 18 年度に 226 億円の土地開発公社経営健全化対策貸付事業債を発行し，無利子で公社に長期貸付を行うことにより公社は民間金融機関からの借入金を返済した。一方で，公社は，土地売却等により県無利子長期貸付金の償還を行っており，平成 25 年度末現在の未償還額は約 106 億円まで減少している。

③ 桜の郷整備事業 将来負担額・H25 末：－億円

年 度	H21	H22	H23	H24	H25
将来負担額（億円）	42	34	26	－	－

平成 24 年度の最終補正予算において，借入金全額を償還し，対策は終了している。

なお，将来負担はなくなったものの，事業期間をいわずらに延ばすことなく，現行の整備方針等の見直しに向けた検討を行い，事業の早期収束を図る必要がある。

④ 公共工業団地

将来負担額・H25末：－億円

年 度	H21	H22	H23	H24	H25
将来負担額（億円）	428	328	100	－	－

平成18年度から一般財源により現年分の金利を償還するとともに、平成19年度から過去の金利及び元本について計画的に償還を行い、平成24年度に将来負担を解消した。

また、将来負担対策後、平成24年度末に、その時点の借入残397億円に対し、信託活用型債権流動化事業（信託活用型ABL）を導入し、その後の金利約15億円を縮減した。

※ 信託活用型債権流動化事業（信託活用型ABL）

県の債務とその支払いスケジュールを確定することにより、借入利率を低減（1.327%→0.731%）

⑤ 公益財団法人茨城県開発公社

将来負担額・H25末：－億円

年 度	H21	H22	H23	H24	H25
将来負担額（億円）	105	88	65	50	－

開発公社に対する経営支援補助金、経営支援貸付金及び未造成工業団地の事業承継については、平成25年度までに終了した。

[開発公社支援対策費の状況]

（単位：億円）

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	計
公有財産購入費	7	－	－	68	10	85
経営支援補助金	16	17	15	6	35	89
合計	23	17	15	74	45	174

また、土地分譲や県支援などにより、将来負担額の算定の基礎となる損失補償付き借入金が消滅したことで、平成25年度において開発公社に係る将来負担額は解消した。

⑥ 都市計画事業土地区画整理事業特別会計（TX沿線開発）

将来負担額・H25末：320億円

年 度	H21	H22	H23	H24	H25
将来負担額（億円）	528	480	433	386	320

上下水道等の関連公共施設整備に係る開発事業者負担分、現年度分の金利相当額については、平成22年度から一般会計が負担している。

また、平成25年度の最終補正予算において、関連公共施設整備負担分の一部前倒しを行った。

引き続き、事業の進捗状況を勘案し、前倒しを検討する。

⑦ 都市計画事業土地区画整理事業特別会計（阿見吉原地区）

将来負担額・H25末：40億円

年 度	H21	H22	H23	H24	H25
将来負担額（億円）	65	64	62	58	40

都市計画道路，区画道路等の公共施設整備に係る事業の県負担分や上下水道等の関連公共施設整備，計画償還について，将来負担対策として一般会計からの繰入金を充当している。

引き続き，事業の進捗状況を勘案し，対策の前倒しを検討する。

⑧ 港湾事業特別会計

将来負担額・H25末：8億円

年 度	H21	H22	H23	H24	H25
将来負担額（億円）	242	239	250	247	8

臨海債の償還は，土地の売却収入及び賃借料をもって賄うものであり，これまで一般会計からの繰入は行われていなかったが，平成25年度の最終補正予算において，将来負担対策の前倒し（43億円）を実施した。

また，今後の計画償還に備えるため，平成25年度の最終補正予算において，県債管理基金に190億円を積み立てた。

2 今後の取組方針

ここでは、本委員会で審議を重ねてきた保有土地処分方策についての今後の取組方針について、県の方向性を示すとともに、本委員会として提言する。

その際の提言のポイント、すなわち重点的に取り組むべき事項は、次のとおりである。

重点実施事項

- ◆他県との競合における優位性の確保に向けた分譲価格の思い切った引き下げ
- ◆人口減少を踏まえ、東京オリンピック・パラリンピック開催の2020年（平成32年）を目標とした住宅用地の前倒し処分への取り組み
- ◆民間卸や住宅事業者等との共同分譲へのさらなる取り組み
- ◆T X沿線の地区ごとの戦略的な特色づくり
- ◆本県工業団地の「強み」を活かした販売戦略づくり
- ◆オーダーメイド方式の工業団地におけるイメージづくり
- ◆公益財団法人茨城県開発公社の専門的なノウハウの活用
- ◆地元市町村が積極的に売却に取り組むための一層の連携強化
- ◆空港と港湾を活かした、栃木・群馬との連携と国際化の視点を持った販売促進

（1）保有土地処分の推進

① 今後の土地処分計画

第3回委員会において、県における今後の保有土地の処分計画が以下のとおり示された。

改革工程表作成事業については、事業ごとに作成した改革工程表に沿った土地処分に取り組んでいるところであり、T X沿線開発地区や公共工業団地の処分終了年度である平成41年度までに処分を完了することとしている。

[改革工程表目標の設定状況（平成26年度）]

(単位:ha)

区分	平成22～25年度			平成25年度末 未処分面積	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32～33	H34～41
	目標	実績	達成率									
TX沿線開発地区	38.5	34.5	89.6%	266.9	16.7	概ね16.7/年						
公共工業団地	28.0	67.1	239.6%	361.4	造成済 7.0	28.0			75.8			
					オーダーメイド	250.6						
鹿島臨海工業地帯造成事業	89.0	82.8	93.0%	114.1	5.8	35.2				73.1		
桜の郷地区	8.5	7.7	90.6%	15.0	2.0	13.0	処分終了					
港湾関連用地	42.4	43.8	103.3%	74.1	8.2	18.6		47.3			処分終了	
阿見吉原地区	19.7	2.4	12.2%	54.3	14.6	15.9	23.8		処分終了			
阿見東部、江戸崎工業団地	29.0	33.7	116.2%	22.5	8.0	工業団地への企業誘致の推進						
開発公社(プロパー工業団地)	24.0	23.9	99.6%	42.6	6.0	36.6			処分終了			
土地開発公社(道路等公共買戻分を除く)	38.9	30.4	78.1%	16.0	8.1	7.9	処分終了					
計	318.0	326.2	102.6%	966.9	76.4	平成41年度までの処分						

*端数処理により、各項目の合計欄が一致しない場合がある。

② 全体の取組方針

第3回委員会において、県における企業誘致方策や保有土地の販売促進方策についての取組方針が示された。

以下、企業を誘致し、保有土地の販売促進を図るうえで講じるべき全体の対策について、県の方向性を示すとともに、本委員会としての今後の取組方針を提言する。

[今後の主な販売促進方策等]

○企業誘致・土地販売体制の強化を活かした企業誘致

企業誘致と土地販売の一元化により効率化した体制を活かし、企業訪問の回数を増やすなど、企業誘致活動をより充実させる。

○情報発信及び早期情報収集の強化

メールマガジン配信先の拡大や各種産業展へのより積極的な参加などにより、本県の優れた立地環境などの情報発信を強化するとともに、あらゆるネットワークなどを活用し、企業の設備投資情報の早期収集に努める。

○立地促進策の拡充等

企業立地補助金や茨城産業再生特区の継続・拡充などを国に働きかけるとともに、国の新たな支援策等の情報を迅速に収集し、本県での活用を図っていく。

[提 言]

* ㊦は再掲（以下同じ。）

- 全庁的・統一的取組みを促進する体制のもと、**他県との競争の中で優位性を確保するため、思い切った価格の引き下げ**や幅広い用途の検討などにより、市町村・企業との連携や協力を得ながら、さらなる土地の早期処分を推進すべきである。【継続】
- ㊦ 企業誘致を推進するためには、全庁的に**開発公社と連携を密にして、専門的な知識を活用**できるようにすべきである。【新規】
- 不動産業界や購買ターゲットのニーズを把握した上で、保有土地について、どうして買ってもらえないのか、逆に、どうすれば買ってもらえるのかを分析し、土地ごとの強みを活かす処分方針を策定すべきである。【継続】
- 保有土地の処分に当たっては、概ね4年ごとに目標面積を設定して販売促進に取り組むべきである。【新規】
- 「津波・原子力災害被災地域雇用創出立地補助金」などの立地補助金は、大きなインセンティブとなるため、国に対して、強力に制度継続に向けた交渉を続けていくべきである。【新規】
- 東日本大震災後、リスク分散を踏まえた工場の立地を考えている企業が多いため、首都圏に近い本県の持つ優位性を誘致の利点として企業に対し働きかけるべきである。【新規】
- 国土強靱化計画の中で、東京一極集中からの脱却、首都機能バックアップ機能や補完システムの構築などが議論されているため、それらの適地として、国等の官庁に対しても働きかけを行うべきである。【新規】
- 土地販売を進める上では、**空港や港湾を持たない栃木・群馬両県との一層の連携強化が重要**である。
また、独自の国際化に向けた政策を進めることが重要であることから、**グローバルな視点を持って、保有土地処分を進めるべき**である。【新規】
- 企業の自由な経済活動を担保するには、産業活動の基盤となる安心安全の確保が欠かせないことから、治安の強化を図り、積極的にPRすることにより、企業誘致につなげるべきである。【新規】
- 既に本県に立地している企業が、有為な人材を確保することができるよう支援に努めるべきである。【新規】

- 土地販売について、タイミングを外さないように、意思決定までの時間をはじめ、スピード感をもって進めるべきである。**新規**
- 企業誘致に当たっては、**地元市町村が積極的に売却に取り組む体制を整備するよう、県と市町村の一層の連携強化を図るべき**である。**新規**
- 土地販売促進のためには、新人事評価制度を活用するなど、成果主義の考え方も採り入れ、職員の士気向上を図るべきである。**【継続】**
平成24年度～：正課長級以上の職員を対象に新人事評価制度を実施
(評価結果を給与等に反映)
- 保有土地の処分が計画的に進んでいるか、数字を常にしっかり把握し、今後も県ホームページなどで県民に明らかにしながら、土地処分を進めるべきである。**【継続】**
達成状況を県ホームページで公表

(2) 個別事業の取組方針

本委員会では、土地の未処分面積や改革工程表の達成状況等を鑑みて、特に早急な対応が求められる事業について、第3回及び第4回委員会の2回にわたり個別にその対策の審議を行った。

また、第5回委員会においては、本委員会での審議を踏まえ、これまでの地価動向を勘案し、公共工業団地及び都市計画事業土地区画整理事業特別会計(TX沿線開発、阿見吉原地区)における処分想定単価の見直しが報告された。

以下、個別事業ごとに、県の主な処分推進方策等を示すとともに、本委員会としての今後の取組方針を提言する。

① 公共工業団地

[今後の主な処分推進方策]

○工業団地の整備及び分譲価格の見直し

- ・ 造成済みの工業団地について、企業のニーズに即した分譲画地出入口の整備等、迅速・柔軟な対応を実施していく。
- ・ オーダーメイド方式の工業団地について、企業からの注文に応じた早期の引渡しに対応するための設計等の準備作業や、モデル画地の造成、工業団地としてのイメージづくりのために必要な整備等を手戻りのない範囲で実施する。
- ・ カタログ価格の見直し及びオーダーメイド方式の工業団地における参考価格の掲載による処分促進を進める。

[改定単価]

(単位：円/m²)

団地名	旧価格	改定価格(標準価格)	備考
茨城中央工業団地(I期地区)	29,300	26,000 ▲11%	
茨城中央工業団地(II期地区)	—	26,000	参考価格
茨城中央工業団地(笠間地区)	—	26,000	参考価格
宮の郷工業団地	13,000	11,500 ▲12%	
那珂西部工業団地	24,200	20,600 ▲15%	
筑波北部工業団地	39,800	33,800 ▲15%	
茨城空港テクノパーク	28,000	26,000 ▲7%	参考価格
北浦複合団地	15,900	14,800 ▲7%	参考価格

※ H26.10.17 適用

※ 茨城中央工業団地(II期地区・笠間地区)の分譲価格については、I期地区の価格が参考となることから今まで設定していなかったが、処分促進を図る観点から標準的な造成をした場合の価格を参考価格として新たに設定した。

○工業団地の処分方針

- ・ 全線開通が見込まれる首都圏中央連絡自動車道沿線地域や北関東3県と茨城港常陸那珂港区を結ぶ北関東自動車道沿線地域などを中心に、広域交通ネットワークの整備進展を活かした企業誘致を進める。
- ・ 建設機械や自動車など、県内の中核企業の関連企業や取引企業に対する誘致活動を強化する。
- ・ 食品や物流、建材、住宅などの業績が堅調な業種を中心にマーケティング調査やPR活動を充実し、設備投資意欲のある企業に対する誘致活動を強化する。
- ・ 各工業団地の立地環境などの特性を活かした誘致活動を強化し、早期処分を推進する。

[提 言]

茨城中央工業団地，茨城中央工業団地（笠間地区）

- **分譲価格の思い切った引き下げ**を行い、税収の確保や雇用の創出、地域の活性化に方向転換をすべきである。**新規**
- 都心から比較的近いこと、常磐自動車道と北関東自動車道の結節点であること、茨城空港に近接していること、茨城港常陸那珂港区をはじめ重要港湾との連携が可能で輸出入関係に期待が持てることなど、立地条件としては、周辺県にはない大変高い優位性を持っている。
当該工業団地の「強み」や「売り」を整理し、栃木・群馬との横のつながりの活用や海外を販路とする企業を対象とするなど、販売戦略を持って、想定する企業へアプローチすべきである。**新規**
- ㊦ 立地条件が良いのに分譲が進まない理由について、原点に戻って原因を分析するとともに、**開発公社の専門的なノウハウを借りながら、公社と連携し、土地の販売体制を整えるべき**である。**新規**
- モデル画地を県内農産物直売フェアなどにも活用し、関係企業にアプローチすることにより、工業団地の分譲にうまく結びつけていくことが重要である。**新規**
- 「茨城中央工業団地」の名称は、どこに位置するのか分かりやすい名称への変更を検討すべきである。
また、「茨城中央工業団地（笠間地区）」は、名称が長過ぎ、地理的なことも分かりづらいことから、例えば「笠間・友部工業団地」などに名称変更を検討すべきである。**新規**

- 「茨城中央工業団地（笠間地区）」では、未造成部分を買い手に全体イメージが分かるように未造成エリアの粗造成を進めるべきである。**新規**

茨城空港テクノパーク

- 販売状況によっては、価格のさらなる引き下げも視野に検討すべきである。**新規**
- 茨城空港テクノパークについては、茨城空港の貨物取り扱いの拡大に資する利用を検討すべきである。**新規**

その他（共通）

- オーダーメイド方式の工業団地について、年次目標を定めて販売していくべきである。**新規**
- オーダーメイド方式の工業団地は、完成後のイメージが湧きにくい。高低差がどうなるかなど、入念にシミュレーションをするなどにより、**買う側がイメージできる完成予想図等を作るべき**である。**新規**
- 航空貨物、港湾貨物などを含めた多様な貨物ターミナルとしての利用も検討すべきである。**新規**
- ⑨ 県が承継した未造成工業団地等についても、改革工程表に基づき利活用方策を検討するとともに、一般財源で買い取った土地の売却額や処分面積などを、引き続き県民に説明しながら進める必要がある。**【継続】**
- 補助金を活用して企業が取得した資産に係る簿価や固定資産税等について、企業のバランスシートにおける資産価値にどのような影響があるかなど、企業側の立場に立って、丁寧に情報提供しながら進めることが重要である。**新規**

② 公益財団法人茨城県開発公社のプロパー工業団地等

[今後の主な処分推進方策]

- プロパー工業団地については、改革工程表に基づき、支援期間（H30）内にすべて処分すべく、団地の特性にあった誘致活動を推進する。

[提 言]

- ④ 保有土地の早期処分については、魅力ある工業団地づくりを継続するとともに、**公社と県と市町村の3者が連携した販売体制のもと推進していく**べきである。【継続】
- ④ 県が承継した未造成工業団地等についても、改革工程表に基づき利活用方策を検討するとともに、一般財源で買い取った土地の売却額や処分面積などを、引き続き県民に説明しながら進める必要がある。【継続】

③ 都市計画事業土地区画整理事業特別会計（TX沿線開発）

[今後の主な処分推進方策]

- 土地処分は大街区を重点的に進めることとし、事業者が参入しやすいよう売却価格や支払方法に配慮した「まちづくり誘導街区」を5地区それぞれ的大街区に設定し、生活利便施設やグレードの高い住宅街区の立地を促進することにより、地区全体の早期土地処分につなげていく。
また、民間卸や共同分譲に一層積極的に取り組む。その際、2～3画地程度の小規模な民間卸にも取り組み、住宅関連事業者ならではの販売力を活用した効率的な土地処分を促進する。
- 今後、住宅市場は人口減少に伴い縮小していくことが見込まれていることから、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年（平成32年）を目標に、前倒し処分に全力で取り組んでいく。
- 土地利用計画及び地区計画の見直し
 - ・ 地元市との連携のうえ、必要に応じ土地利用計画等の見直しを検討する。
 - ・ 住宅事業者と協議し、40坪程度の小規模宅地や2世帯向け宅地など多様なニーズへの対応を検討する。

[収支見通しの見直し]

- TX沿線開発地区の土地処分に当たっては、業務系や住宅系等の用途、画地の位置や面積、個人や企業等の処分先などが極めて多様であり、また、インフラの整備進展、各種施設の立地、経済情勢等による価格の変動もあることから、画地毎の処分単価（カタログ価格）は事前に設定せず、取引事案ごとに、不動産鑑定評価及び近傍類似の取引事例など実勢を踏まえ、その都度決定し、それを基に処分を行ってきた。

一方、事業収支の見通しを立てるためには処分想定単価が必要である。

T X開業から9年が経過し、地区ごとのまちづくりや土地処分が進展する中で、平成21年度に設定した処分想定単価と実際の処分単価に差異が生じていることから、実勢を踏まえ、取引の実情に見合った処分想定単価となるよう今回見直しを行い、販売促進につなげていく。

さらに、土地処分を促進するため、これまでの大街区中心の民間卸に加え、一般住宅用地の民間卸に一層積極的に取り組むことから、これに伴う単価を新たに設定する。

○見直しの内容

平成22年度から平成25年度までの処分実績や取引事例を踏まえ、平成26年度の処分想定単価を見直すとともに、平成27年度以降の下落率について、地区及び用途ごとに見直しを行う。併せて、一般住宅用地の民間卸に伴う割引率を見込んだ処分想定単価を新たに設定する。

[平成21年度試算及び見直し後の処分想定単価]

(単位:千円/㎡)

地区名		H21年度試算			見直し後			
		H21	下落率	H26	H26	下落率	H31～	
伊奈・谷和原	常磐道東側	住宅用地	85	一律 ▲2.0%/年	77	74	▲2.6%/年	65
		業務用地	91		82	79	▲3.4%/年	66
	常磐道西側	住宅用地	76		69	58	▲2.6%/年	51
		業務用地	69		63	59	▲3.4%/年	50
島名・福田坪 上河原崎・中西 萱丸	住宅用地	68	62		59	▲1.4%/年	55	
	業務用地	61	55		52	▲2.2%/年	47	
葛城	住宅用地	91	82		81	▲1.3%/年	76	
	業務用地	93	84		80	▲1.3%/年	75	

*見直し後の「下落率」は、H31まで下落し、それ以降一定に推移すると見込む。

[一般住宅用地の民間卸の処分想定単価]

(単位:千円/㎡)

一般住宅用地の民間卸	H21年度試算	今回新たに設定		
		H26	下落率	H31～
	—	61	▲2.0%/年 (各地区平均)	56

*単価については、8%割引後の単価。

*「下落率」は、H31まで下落し、それ以降一定に推移すると見込む。

○将来負担額

上記により、見直した結果、土地処分収入見込額は約103億円の減収となることが見込まれ、今回の収支見通しの見直しにより、将来負担額は、約103億円増加することが見込まれる。

*処分想定単価の見直しに伴う土地処分収入の減によるもの：約93億円増

*一般住宅用地の民間卸に伴う土地処分収入の減によるもの：約10億円増

[提 言]

- ④ 今後、人口が減少してくると土地を売りにくくなるため、**東京オリンピック・パラリンピック開催の2020年(平成32年)を目標に、できる限り前倒し処分を進めるべき**である。**新規**
- ④ TX沿線開発地区の販売促進のためには、**地区ごとの魅力や特色を打ち出すなど、地区別に戦略を持ったまちづくり**を行うべきである。**新規**
- ④ 土地処分方策として、業種に応じた事業用定期借地制度の活用や、**住宅事業者等との共同分譲、民間卸などに重点的に取り組み、一層積極的に推進すべき**である。**【継続】**
 - <平成25年度までの取組状況>
 - 事業用定期借地制度を活用した商業施設等の誘致(4件)
 - 住宅事業者等との共同分譲(約4.3ha, 150画地)
 - 民間卸(約10.9ha, 461画地)
- ④ TX沿線開発地区外とのバランスのとれたまちづくりという視点をもって、**県と沿線3市が連携し、しっかり取り組む必要がある**。
 特に**地元市の一層の積極的関与を求め、連携を強化すべき**である。**新規**

- ④ 再 TX沿線への入居者から、学校建設について切実な要望が出ているため、子育て世代も安心して暮らせるよう、まちづくりを進めるに当たっては、学校の整備について地元市と早急に協議すべきである。
また、安心安全なまちづくりの観点から、医療機関や警察機関等の整備についても、配慮すべきである。**新規**
- ④ 再 土地販売に当たっては、千葉県や埼玉県など、競合する近隣県の状況を十分に調査しながら、取り組むべきである。**新規**
- ④ 再 ニーズに適応した販売戦略を練り直し、好条件の土地は全力で売り切っていくべきである。悪条件の土地については、国費等の活用による買取りなど将来負担の抑制につながる知恵を絞り、処分を進めるべきである。
【継続】
- ④ 再 本事業は、整備計画の見直しによる造成経費の圧縮などにより、事業費総額の縮減にスピード感を持って取り組むべきである。**【継続】**
 <事業費総額の縮減>
 事業費総額：平成22年度1,780億円
 → 平成26年度1,645億円（▲135億円）
- ④ 再 国庫補助金や交付税措置のある県債を活用した大規模緑地の買取り等の対策については、特別会計の金利負担と比較した場合の負担軽減効果について県民が理解できるよう、情報開示に努めるべきである。**【継続】**

④ 都市計画事業土地区画整理事業特別会計（阿見吉原地区）

[今後の主な処分推進方策]

- 圏央道の開通や県道竜ヶ崎阿見線バイパスの供用開始（平成26年12月予定）を好機として、改革工程表の目標時期の平成30年度までに、保有土地の約9割を占める大街区を優先的に処分する。
- 土地区画整理事業の進捗と合わせたまちづくりにより、中小の住宅用地などについて、計画的に土地処分を推進していく。

[収支見通しの見直し]

- 平成25年度決算において、今後（平成26年度以降）の将来負担額は約40億円と試算したところであるが、大街区化に伴う土地利用計画見直し等により県保有土地が確定し、将来負担額の試算における想定単価に差異が出てきていることから、以下のとおり見直しを行う。

○見直しの内容

平成 22 年度の西南工区事業化後、大街区化等の土地利用計画見直しや換地計画の決定により、県保有土地の位置及び面積等が確定したことから、不動産鑑定をもとに土地利用計画毎（大街区、沿道施設用地、一般住宅用地）の平成 26 年度の想定単価について、見直しを行う。

平成 27 年度以降については、近年の地価動向を踏まえ、従来の試算と同様に年 3%の地価下落を想定する。

○将来負担額

上記により、見直した結果、土地処分収入見込額は約 24 億円の減収となることが見込まれ、今回の収支見通しの見直しにより、将来負担額は、約 27 億円増加することが見込まれる。

*大街区化等に伴う想定単価見直しによる土地処分収入減少によるもの：約 24 億円増

*上記土地処分収入減少による金利負担増加によるもの：約 3 億円増

[提 言]

㊦ 整備計画の見直しによる造成経費の圧縮などによって、事業費総額の縮減に取り組むべきである。【継続】

<事業費総額の縮減>

事業費総額：平成 22 年度 233.9 億円

→ 平成 26 年度 231.5 億円（▲2.4 億円）

㊦ 計画的に事業の推進を図りながら、商業系や物流系など多様な土地利用の促進に努めるとともに、企業誘致による経済波及効果など全体的な地域活性化の視点を重視すべきである。【継続】

<平成 25 年度までの取組状況>

造成工事が完了した県保有土地への企業等の立地（約 2.4ha）

⑤ 港湾事業特別会計（港湾関連用地）

[今後の主な処分推進方策]

○保有地の早期処分

積極的な企業誘致の促進を図りつつ、的確に企業ニーズを捉え、重点的な投資と効率的な土地造成を図り早期処分に努める。

また、工事費の圧縮や維持管理費の縮減等、コスト削減に努める。

○その他の土地処分（区画道路等）

隣接地権者に対し、区画道路等を売却し、維持管理コストの削減に努める。

[提 言]

- ④ 立地推進東京本部と連携して、既存立地企業や港湾関連企業への誘致活動を積極的に進め、早期処分を進めるべきである。【継続】
＜分譲実績＞
平成 23 年度～平成 25 年度：33.6ha

⑥ 茨城県土地開発公社（ひたちなか地区等）

[今後の主な処分推進方策]

○ひたちなか地区

土地の需要動向を踏まえつつ、地元の意見も聴きながら幅広く誘致を行うことにより、早期処分を推進する。

○代替地

国に対する国道用地の早期取得の働きかけや、関係機関等との情報交換等による処分先の開拓を行うことにより、早期処分を推進する。

[提 言]

- ④ ひたちなか地区の保有土地について、企業立地等の促進のため、**早期の売却に向けて価格設定を検討すべき**である。【新規】
- ④ 地価の下落している現状においては、公拡法に基づく用地の先行取得事業の必要性は限られてきており、将来的には廃止も視野に入れるべきである。当面は、真に緊急性、必要性のある事業に限定し、事業縮小に努めるべきである。【継続】
東関東自動車道水戸線の用地先行取得事務（H25 年度～国受託）
- ④ ひたちなか地区などの保有土地については、含み損を明確にするとともに、地元の市や企業とも連携を取りながら、全庁一丸で販売体制を強化することにより早期処分を進め、県長期貸付金の早期返済を実現すべきである。【継続】
＜県長期貸付金の状況＞
当初 226 億円
平成 25 年度末 106 億円

- ⑥ 代替地の売却を推進するための売却用途制限の緩和について、国に要望していくべきである。【継続】

⑦ 地域振興事業会計（阿見東部，江戸崎）

[今後の主な処分推進方策]

- 阿見東部，江戸崎工業団地とも首都圏 50 k m圏内にあり，平成 26 年度に東関東に接続する圏央道沿線に位置する優位性を生かした誘致活動を展開していく。
- 立地推進室や立地推進東京本部，地元市町と連携した企業誘致を推進する。

[提 言]

- ⑥ 阿見東部工業団地及び江戸崎工業団地の土地造成事業について，今後も現実的な計画を策定し，販売活動を行うべきである。【継続】

<分譲実績>

- （阿見東部工業団地）平成 22 年度～平成 25 年度：17.9ha
- （江戸崎工業団地）平成 23 年度～平成 25 年度：14.4ha

第4 財政健全化の視点からの対策

ここでは、本県の財政状況及び保有土地に係る将来負担について概観し、保有土地対策の今後の取組方針について、県の方向性を示すとともに、本委員会としての提言を行う。

1 県財政への影響

(1) 本県の財政状況

本県財政は、依然として厳しい状況にある。歳出面では、社会保障関係費や公債費が増加し、また退職手当が平成28年度頃まで年々増加し、その後も高止まりの状況となるなど財政の硬直化が進んでいる。このような中、平成26年度当初予算編成時には、60億円の財源不足について緊急避難的措置として県債管理基金からの繰替運用により財源を確保している状況である。今後の2年間においては、これまでと同様の歳出削減、歳入確保策を講じても、財源不足（平成27年度：40億円、平成28年度：40億円）が見込まれている。

また、県債残高は、平成26年度末見込みで2兆1,224億円と、平成26年度当初予算の約1.9倍の規模にまで増加しており、このうち半分程度を一般財源で償還していかなければならない状況である。一般財源基金残高は、平成26年度末見込みで約248億円とピーク時の1割程度の状況である。歳入歳出から、新たな借入れである県債等と、過去の借入れの償還に充てる公債費を除いた「プライマリーバランス」は、平成21年度に急速に悪化した後、徐々に改善傾向にあるが、平成26年度は105億円の赤字、平成27、28年度も赤字となる見通しである。

（２）将来負担額の縮減及び将来負担比率

本県財政運営上の大きな課題である将来負担額の縮減については、前回の委員会において、将来負担額の縮減にあたっては、「県財政の大きな負担となっている保有土地に係る多額の借入金に伴う支払い利息については、金融機関に積極的な協力を求めながら、繰上償還やより有利な借換えなど、保有土地に係る債務残高の早期縮減につながる取組を進めるべき」との提言を行った。

また、今後の財政収支を見通すと、社会保障関係費や退職手当などの義務的経費の増加が見込まれ、財政状況が年々厳しくなっていくことが予想されることから、財源確保が可能ならうちにできる限り保有土地対策を前倒して実施し、将来負担額の縮減を図る必要がある。

このため、毎年度当初予算に約 100 億円の対策額を計上するとともに、平成 22 年度から平成 25 年度の最終補正予算において、財政状況を勘案しながら保有土地対策の前倒しを行い、その結果、平成 21 年度末に 1,890 億円あった将来負担額は、平成 25 年度末で 680 億円程度に縮減された。

なお、平成 22 年度に解散した住宅供給公社の対策分（第三セクター等改革推進債を発行し、平成 37 年度までに計画的に償還）を除くと、保有土地に係る将来負担額は 370 億円程度に縮減された。

これまでの保有土地対策の前倒しなどにより、一般会計等に加え、公営企業、出資法人等を含め県の将来負担の大きさを示し、将来財政を圧迫する度合いを示す将来負担比率は、平成 21 年度の 295.9%（比率の高い方から全国で 4 番目）から平成 25 年度は 250.1%（同 8 番目）になり大幅な改善が図られた。

2 今後の取組方針等

(1) 将来負担額の見直し

本委員会における「将来負担額を現時点でもう一度精査すべき」との審議により、第5回委員会では、これまでの地価動向などを踏まえ、処分単価の見直し等が行われた。これにより、130億円（TX沿線開発事業：103億円，阿見吉原地区開発事業：27億円）の追加の将来負担額が発生することとなった。

一方で、平成26年度においては、120億円の対策を講じることとなっており、この結果、平成26年度末の将来負担額見込は690億円程度となり、住宅供給社の対策分を除くと430億円程度と見込まれる。

(2) 今後の取組方針

第6回委員会において、県における今後の保有土地対策の取組方針が示された。

以下、今後の保有土地対策について、県の方向性を示すとともに、本委員会としての提言を行う。

[今後の保有土地対策]

- 保有土地に係る将来負担額については、TX沿線開発事業の事業期間である平成41年度まで、平準化を図りながら対策を講じていく。
- 今回処分単価の見直しを行ったことにより見込まれる130億円の将来負担額については、単価の見直しにより減収となる額を毎年度補てんし、対策を講じていく。
- また、今後の財政運営の軽減を図るため、財政状況を勘案しながら、引き続き、可能な限り保有土地対策の前倒しに努めていく。

- なお、平成26年度末将来負担見込額690億円程度のうち、性質上、前倒しに適しているものは、TX沿線開発事業、阿見吉原地区開発事業等に係る計画償還で130億円程度である。

[将来負担額の見直し]

<ul style="list-style-type: none"> 処分想定単価の見直しに伴い、追加の将来負担額が発生（130億円程度） （内訳） <ul style="list-style-type: none"> TX沿線開発事業 103億円 阿見吉原地区開発事業 27億円 平成26年度時点での将来負担額見込（690億円程度） $\boxed{\text{H25末（680億円）}} - \boxed{\text{H26対策（120億円）}} + \boxed{\text{H26見直し（130億円）}}$ 前回委員会時での将来負担額（1,890億円程度）

[保有土地等に係る将来負担額の推移]

（単位：億円）

区 分		H21	H22	H23	H24	H25	H26対策 （現状）	H26処分単価等 見直し	H26将来負担額 見込	
						(A)	(B)	(C)	(A) - (B) + (C)	
将来負担額		1,890程度	1,650程度	1,320程度	1,070程度	680程度	120	130	690程度	
主 な 事 業	県出資法人	住宅供給公社	384	381	355	330	305	47	-	258
		土地開発公社	80	35	24	-	-	-	-	-
		桜の郷整備事業	42	34	26	-	-	-	-	-
		公共工業団地	428	328	100	-	-	-	-	-
		開発公社	105	88	65	50	-	-	-	-
	特別会計	TX沿線開発	528	480	433	386	320	73	103	350
		港湾（臨海土地造成）	242	239	250	247	8	-	-	8
		阿見吉原地区開発	65	64	62	58	40	-	27	67

[保有土地等に係る実質的な将来負担への対策]

【対策額・実質的将来負担額】

	H21	H22～25	H26	H27	H28～30	H31～34	H35～37	H38～41
一般財源ベース対策額	(134億円)	H22:253億円 H23:353億円 H24:327億円 H25:344億円	100億円程度	80億円程度	50億円程度/年	40億円程度/年	30億円程度/年	10億円程度/年
			財政状況等を踏まえて対策を実施					
(うち住宅供給公社三セク債償還) H37で終了	—	H23:28億円 H24:28億円 H25:27億円	27億円	27億円程度	27億円程度/年	26億円程度/年	19億円程度/年	—
各期末の実質的な将来負担額	1,890億円程度	680億円程度(H25末)	690億円程度	570億円程度(H27末)	360億円程度(H30末)	140億円程度(H34末)	40億円程度(H37末)	—(H41末)
※1 三セク債除き	1,510億円程度	370億円程度(H25末)	430億円程度	340億円程度(H27末)	200億円程度(H30末)	90億円程度(H34末)		

【各事業の対策内容※2.3】 表例()書きは実質的な将来負担額

	H21	H22～25	H26	H27	H28～30	H31～34	H35～37	H38～41
1. TX沿線開発 (H26末見込:350億円)	県債管理基金の活用(100億円)	現年度利子(63億円)	借入金に対する現年度利子分を一般会計で負担 (H26～41:139億円)					
		計画償還(—億円)	借入金の計画償還【土地単価見直し分】(H27～41:95億円)					
2. 阿見吉原地区 (H26末見込: 67億円)		計画償還(9億円)	借入金の計画償還(H27～30:36億円) 【土地単価見直し分(24億円)含む】					
3. 港湾(臨海土地造成) (H26末見込: 8億円)		計画償還等(233億円)	借入金の計画償還(H26～29:8億円程度)					

※1: H21～25は決算ベース、H26～41は、現時点での試算。

※2: 一般財源活用の対策のみを記載。これらの対策以外に、特定財源を活用する対策として、TX鉄道会社からの県貸付金償還金の一部(H29～37:331億円)を活用した繰上償還、上下水道等の関連公共施設整備に係る負担金(TX沿線開発(H26～36:133億円)、阿見吉原地区(H26～31:25億円))がある。

※3: 土地開発公社、桜の郷整備事業、公共工業団地についてはH24に、開発公社についてはH25に対策を終了。

[提 言]

○ 一般財源の投入は、外形的に特別会計が改善されるように見えても、実際は一般会計が負担することになり、他の政策の制限につながる非常に重要な政策判断であることを肝に銘じ、慎重に検討を行うべきである。

従って、保有土地に係る将来負担対策として一般財源の前倒し投入を行うにあたっては、税の負担の公平性と喫緊の財政需要を十分に考慮し、何を優先すべきか、財政運営のプリンシプルを定めるべきである。【一部追加】

○ 保有土地対策として一般財源の投入を行う場合には、厳しい財政状況が県民に理解されるよう、引き続き、一般財源の用途について保有土地に係る対策とその他の一般行政経費を区分して整理すべきである。【継続】

＜保有土地対策に係る計画＞

一般行政経費と区分して所要額を計上（平成41年度まで）

- 県財政の大きな負担となっている保有土地に係る多額の借入金に伴う支払利息については、金融機関に積極的な協力を強く求めながら、繰上償還やより有利な借換えなど、保有土地に係る債務残高の早期縮減につながる取組みを進めるべきである。【継続】

＜最終補正予算における追加額＞

平成 22 年度：120 億円
平成 23 年度：250 億円
平成 24 年度：230 億円
平成 25 年度：290 億円

＜保有土地に係る実質的将来負担見込額＞

平成 21 年度末：1,890 億円程度
平成 25 年度末：680 億円程度
平成 26 年度末見込：690 億円程度(▲1,200 億円程度)

- 財政再建等調査特別委員会提言（平成 20 年 9 月）にある通り、歳入の範囲内での県民福祉の向上を目指した予算編成の実現を中長期の目標とし、当面は、歳出削減及び歳入確保対策により、財源不足を補うための県債管理基金からの繰替運用を確実に減少させ、早期に解消すべきである。【継続】

＜繰替運用額＞

平成 21 年度：190 億円
平成 22 年度：110 億円
平成 23 年度：60 億円
平成 24 年度：80 億円（東日本大震災の影響による税收減等による増）
平成 25 年度：140 億円（地方公務員給与削減による交付税の減等による増）
平成 26 年度：60 億円

- プライマリーバランスについては、臨時財政対策債などの特例的県債の地方交付税への早期復元を、引き続き国へ要望するとともに、特例的県債を除く県債残高の一層の削減に努め、早期の改善を図るべきである。【継続】

＜特例的県債を除く県債残高＞

平成 21 年度末：1 兆 4,107 億円
平成 26 年度末見込：1 兆 2,761 億円(▲1,346 億円)

- 保有土地対策 20 年、第三セクター等改革推進債 15 年償還としているが、経済情勢、地価の変動、今後の土地処分の動向等によっては、対策が根底から崩れる恐れがあり、別途の検討も含め、定期的に、財政シミュレーションによる対策の点検、管理を行い、議会や県民に報告すべきである。【継続】

財政収支見通し：議会へ報告、県ホームページで公表

- 第三セクター等改革推進債の活用や保有土地対策の実施による県民福祉への予算配分の影響をわかりやすく県民に提示すべきである。【継続】

県ホームページで公表

おわりに

本委員会は、8ヵ月間という短い期間で集中的に審議を行った。

県執行部におかれては、この短期間の中で、県出資団体及び特別会計・企業会計の現状や前回の委員会からの取組状況、さらに、保有土地処分のための取組みや将来負担対策など、広範囲かつ詳細な資料の提出や説明をいただき、ここに感謝申し上げます。

また、第4回委員会において、参考人としてお招きした大和ハウス工業(株)の和田氏、大森氏からは、茨城県の良さを県外に積極的にアピール(茨城ブランドの知名度アップ)することが重要、また、(一財)日本立地センターの徳増氏からは、企業誘致ターゲットエリアの拡大や北関東地域との連携が重要など、審議を進めるうえで大変参考となるご意見をいただき、ここに厚くお礼申し上げます。

県出資団体等は、前回の委員会の提言等に基づき改革に取り組んできたところであるが、前回の委員会後に発生した東日本大震災からの復興を着実に進めるとともに、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックを好機と捉え、その波及効果を最大限に取り込めるよう、まさにこの機に、スピード感をもってさらなる改革を進めていくことが大変重要であると考え、本委員会では、県出資団体等の改革とともに、県の保有土地問題を重要なテーマとして、提言を行ったところである。

「県出資団体等調査特別委員会」は、平成8年以来、概ね4年毎に開催し、今回まで5回にわたって県出資団体等の経営状況等の審議を行ってきた。今回の委員会では、(公財)茨城県開発公社について、前回の委員会以降、関係者が一丸となって経営改革に取り組まれた結果、収支が改善し経営も黒字化するなど、その努力に一定の評価をし、これまでの「存廃の検討」から「存続」へと見直しを行った。しかしながら、本団体はこれまで、多額の県の一般財源を投入して支援措置を講じてきたことから、今後とも、財務状況や経営状況等をチェックしていく必要がある。

このようなことから、県議会は、引き続き、今回の提言内容の実施状況に強い関心を持ちながら、県出資団体等について定期的な審議を行うなど、継続して関与していく必要があるものと考えている。

県におかれては、財政健全化のため、そして、県民負担を最小限に抑制するために、本委員会の提言を真摯に受け止め、県出資団体等改革をはじめとする行財政改革に不断に取り組まれるとともに、より一層の保有土地処分の推進に取り組まれることを強く期待するものである。

以上、申し添えて、本委員会の報告とする。